DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records(RG 331)
Description of contents

THE NATIONAL ARCHIVES OF THE UNITED STATES

(1) Box no. 2759

(2) Folder title/number: (17)
Harbor Workers

(3) Date: June 1949 - Mar. 1950

(4) Subject:

Classification	Type of record
9741, 9742	k, t, v

(5) Item description and comment:
Kanagawa

(6) Reproduction: (Yes) No

(7) Film no. Sheet no.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Kanagawa-Ken
Harbor Workers Union
and Locals

standing

約二部公會

GFTU.

Union shop system
Puppet Union.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Riverside freight loading

steadering

横濱海運作業株式會社
船内支部労働 牧野興市

横濱市中区海岸通一一
錦港運輸内
船内支部労働 川野寅雄

横濱市中区北仲通り二一五
藤木企業株式会社
沿岸支部労働 三浦三郎

川崎市扇町一
株式會社 埠頭艀部
労働組合長 伊藤久治郎

川崎市扇田三五
川崎港湾荷役労働
智久勇左郎

横濱市中区山下町二三六
日本通運株式會社
横濱海運労働
代表者 清水猛

横濱市中区山下町二二五
住友倉庫株式會社労働
代表者 鈴木篤雄

横濱市神奈川区山之内地先
渋沢倉庫株式會社労働
支部長 金山茂雄

横濱市中区日本大通り五
鈴江運輸株式會社
艀船船左代表 曽根政吉

~~Steadering Unions~~ Workers

主 = Clerical W.
Warehousing Co. WU.

Unionshop System
Puppet Union.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

横浜市西區櫻木町五ノ二五
神奈川縣港灣労仂組合（横浜沿岸労仂組合）
組合長　野崎栄次
電話 ② 本局 四、九六七番

横浜市中區海岸通一ノ一
横浜海陸作業株式會社
神奈川縣港灣労仂組合
副組合長　遠藤小助
電話 ② 本局 九、〇〇八番

横浜市中區海岸通リ一ノ一
横浜海陸作業株式會社
船内支部労組　牧野與市
電話 ② 本局 九、〇〇八番

横浜市中區海岸通リ一ノ一
帝港運輸

横浜市中區弁天通リ六ノ七八
宇都宮徳蔵回漕店
宇徳船舶部労組 ② 本局 2573 2574 7095 9208
組合長　中島一男

横浜市中區尾上町六ノ八三
昭和油槽船株式會社
昭和會
電話 ③ 長者町 1110 1518 1519 3803

横浜市西区櫻木町四ノ一五
山九産業運輸株式會社労仂組合
組合長　河野繁太郎
電話 ② 本局 2147 ～ 2149 3969 3993

川崎市扇町一
株式會社 埠頭艀部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

電話 本局 ② 九、〇〇八番

横浜市中區海岸通り一ノ一

横浜海陸作業株式會社

船内支部勞組 牧野與市

電話 本局 ② 九、〇〇八番

横浜市中區海岸通り一ノ一

錦港運輸内

船内支部勞組 川野寅雄

電話 本局 ② 九、〇〇八番

横浜市中區北仲通り二ノ一五

藤木企業株式會社

沿岸支部勞組 三浦三郎

電話 本局 ② 三、二七一番

〃 三、七六三番

横浜市西区櫻木町四ノ一五

山九産業運輸株式會社勞仂組合

組合長 河野繁太郎

電話 本局 ② 2147 ~ 2149 3969 3993

川崎市扇町一

株式會社 埠頭艀部

勞組組合長 伊藤久次郎

電話 川崎 二、二一〇番

川崎市扇田三五

川崎港湾荷役勞仂組合

智久勇太郎

電話 川崎 二、五六六

東京都港區海岸通三ノ一

東京港湾勞仂組合

川島信一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

電話番㊺0643 1847 森圭司
——・・—— 従組 力石
横浜市中區山下町二五六 〃 山崎
日本通運株式會社
横浜海運労仂組合
代表者 清水猛
電話 ②本局 七、三三一
横浜市中區山下町二二五
住友倉庫株式會社労仂組合
代表者 鈴木萬雄
電話 ②本局 九、一一二
横浜市神奈川區山之内地先

澁沢倉庫株式會社労組
支部長 金山茂雄
電話 神奈川 四四〇
横浜市中區日本大通リ五

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

代表者 鈴木萬雄
電話 本局② 九、一一二
横浜市神奈川區山之内地先

澁沢倉庫株式會社労組
支部長 金山茂雄
電話 神奈川 四四〇
横浜市中區 日本大通り五
鈴江組運輸株式會社
艀船船差代表 曽根政吉
電話 本局② 2262 3598 3787
横須賀市田浦
相模港運株式会社
海上作業労働組合 渡辺寅次郎
松山文夫「田浦一四九」
汽艇 佐々木善藏

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Leading Members of Kanto Regional HQ., Zenkowan

横濱市中區港町六ノ二七	全日本港湾労働組合	関東地方本部
執行委員長	倉本節雄	
横濱市中區本町五ノ四九	全日本港湾労働組合	関東地方横濱検数支部
執行委員長	水本濱治	
横濱市中區港町六ノ二七	全港湾労働組合	関東地方山九支部
執行委員長	杉永昇	
横濱市中区宮川町一ノ一二	全港湾労働組合	関東地方本部
執行委員長	杉田四郎	
東京都江東区門前仲町一ノ三	全港湾労働組合	関東地方本部
副執行委員長	岡村清吉	
書記長	濱岡茂	
執行委員	森忠三	
〃	市川善蔵	
〃	寺本庄一郎	
〃	丸山友吉	
〃	植草亀吉	
〃	齋藤登	
〃	宇山音吉	
〃	小日向義郎	
〃	稗田八平	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

横濱市中區滝町六ノ二七
全滝澤労働組合
関東地方山九支部
執行委員長 松永早

横濱市中区宮川町一ノ一二
全滝澤労働組合
関東地方京濱ロジスティック社支部
執行委員長 天谷重夫

横須賀市浦郷四三八九
全滝澤労働組合
平東地方横須賀支部
執行委員長 三橋仙右衛門

住名野石秋安市行正鈴高吉稗小字苗植丸寺本庄一郎
第六号雄 川田元五郎 井豊治吉 葉達永寿作 木久治男 木光吉男 村栄次男 橋藏之助 木伸知 田八平 向義郎 山音吉 藤登 山友吉 草龜吉

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

団体交渉申入書

横浜港を主体とし尚それに関連ある作業に従事する労務者によつて組織する吾々組合は左記の如き理由に依り要求書を提出すると共に労働組合法第六條に依り即時団体交渉を申入れる

吾々は終戦后の日本の両建と港湾復興の為寒風骨をさす波止場に炎熱肌を灼く船艙に更に不衛生と危険なる作業に対し十年一日の如く牧々として作業に勵みつゝある吾々に対する労働諸條件は一般産業並に公務員に比し余りにも低く更に加へて作業現場内に於ける状態は依然として封建そのものであり中小ボスの存在に依り完全に吾々に與へられたる労働並に言論の自由を失なう外現在に至つては生活の权利さへも失なうが如き状態となつた一昨年七月より二四年十月の間に於ける一般民間並に公務員の給與の上昇は七〇%に及び加へて生活必需物資交通費電熱費の上昇により実質賃金は低下の一路を辿り已に吾々の生活は破壊せられつゝあり依つて吾々は自分自身の生活权の確保の為、又は職場の明朗化の為更には日本再建港湾復興の為別紙の如く十項目に亘る要求を提出するものである、此等の要求は最も妥当にして然かも穏健なるものである　これが早期解決は業者側に於ても又は吾々は言うに及ばず対外的に及ぼす影響も又大なりと信ずるにより二月十日午前十時よりこれが交渉に入り申入を行う　尚業者側に於て積極的なる誠意を示さず、かへつて吾に対する防害切崩し、その他の行為によりこれが解決が長引きたる為起てる各種各様の問題はすべて業者側の責任である事を申添う。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

により実質賃金は低下の一路を辿りこれに吾々の生活は破壊せられつゝあり依つて吾々は自分自身の生活権の擁護の為、又は職場の明朗化の為別紙の如く十項目に亘る要求を提出するものである、此等の要求は最も妥当にして然かも穏健なるものであることに於ても又は吾々は言うに及ばず対外的に及ぼす影響も又大なりと信ずるにより二月十日午前十時より此れが交渉に入り申入を行う尚業者側に於て積極的なる誠意を示さず、かへつて吾に対する防害切崩し、その他の行為により此れが解決が長引きたる場合起てる各種各様の問題は すべて業者側の責任である事を申添う。

昭和二十五年二月八日

横浜港運荷役労働組合
第一回拡大執行委員会
宇徳運輸船舶部労働組合

要求書

吾々従業員は終戦後日本再建途上幾多困難なる條件の下に於いても苦しみに耐へて来たが、依然として吾々に対する待遇條件は一すの進歩もなく一般物価の値上、文化費の上昇並に依り 吾々の実質賃金は低下の一方を辿り 加へて依然現場に於ける中間搾取 差別的な勧奨行為等により生活の困窮は愈々極度に達し 此れ以上黙視出来ません。吾々は経営者の右の如く苦しめ居ることを前提し 吾々は自らの生活を護る為に左記項目の要求を提出するものである

あはよくは正当なる此の要求を速やかに検討され 吾々の窮状を緩和せられることを望む

要求項目

一、労働協約を即時締結せよ。 一、アプレ制を廃止即時撤廃せよ。 一、船内throughの復活並びに荷役の能率向上の立場を即時実施せよ。

一、賃金ベースを大巾に引き上げ物価に見合う様にせよ。 一、退職規定を即時制定せよ。 一、常用者に対する退職手当を増額し臨時工にも適用せよ。

一、現行給与体系を根本的に改訂し生活給を確立せよ。 一、賃金の支払は明確にせよ。 一、常用者に対する違法解雇を直ちに撤回せよ。

一、超過勤務手当を即時支給せよ。 一、超過勤務は絶対に強制するな。 一、中間搾取的不正人夫を廃止せよ。

一、現場に於ける大小ボスを追放し、強制配置転換を行え。 一、組長等をなくせ。

吾々は右記要求項目を会社当局の私に於て去る二月十日午前十時より第一回の団交渉の席上に於て回答せられる事を要求するも、此れに対して誠意を示さず不当なる引延し策に出る場合に於ては業者側の責任であることを申添う。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

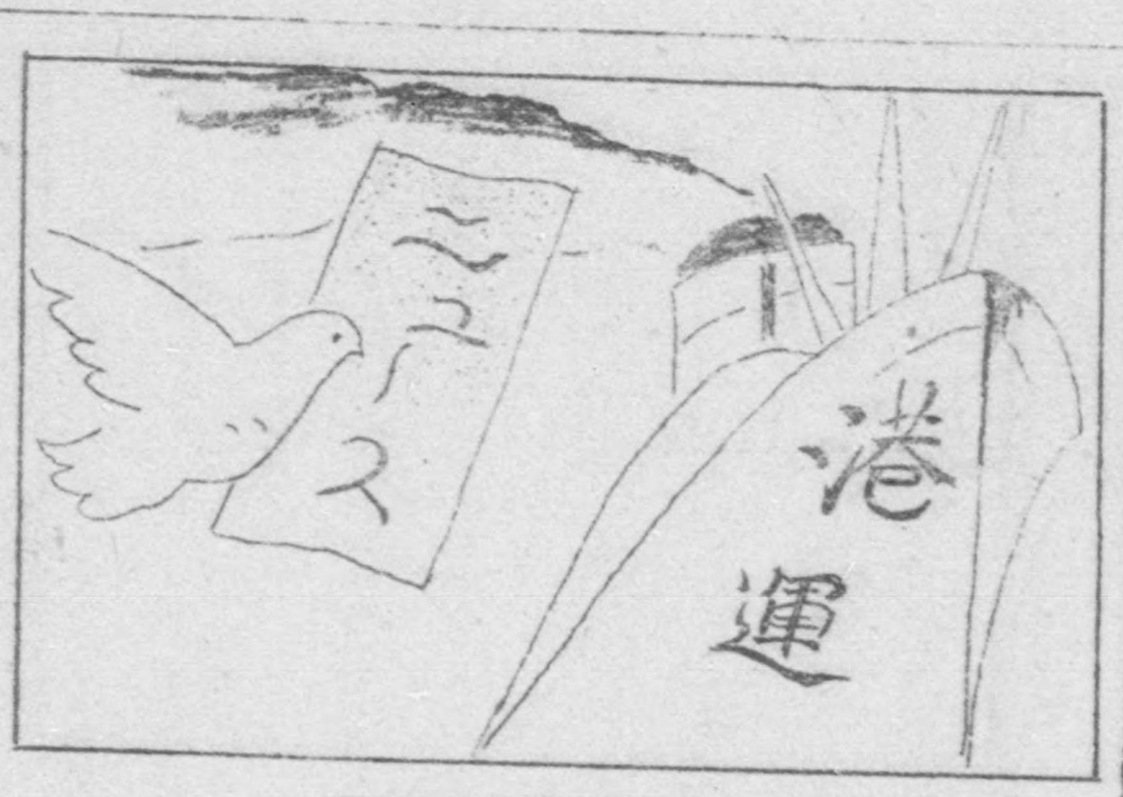

発行所 横浜港湾運輸労働組合
責任者 主事 外山光男
昭和25.2.8.発行
港運分工号

吾々も共に斗はう：

宇徳労組の申入れ

宇徳船舶部従業員労働組合は、先に労働協約並に諸規定に関し申入を会社側に手交し交渉中であったが、今正に戦線統一の要を痛切に

横浜港湾運輸労働組合

拡大執行委員会終る（二月七日）

世論の物となって居る労働組合の動きが漸次、押へられた資本政策への反動となり、激怒となって　やうやくにして消滅になりつゝあるとき　君々横浜港湾運輸労働組合は先に行はれた臨時大会にて決定された新運動方針の具体的運動方針を重大決定した。

外国主筆の発表した一般報告は今回の拡大執行委員会の如何に重大なものであると同時に、京都の労務者がその叫びとするところを直接に反映せしめることの出来る吾労組を　祝福するかの様であった。

感じ神達労組脱退後益々その運動に於て消滅化された吾労組の運動方針に全面的なる賛意を表し、本拡大執行委員会の重大決定に基く共同運動に斗争を申し入れて来た。

吾労組会下の安居各委員は悪場一致、萬雷の拍手を以つてこの申し入れを正式に受け入れ　今や労働者の真の味方として立上がるべく熱い握手を交はしたのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

今ぞ總結集せよ！

場内に溢れる活気

吾々は正しい組合によって労働運動を推進するのである 吾々は[illegible]この如く[illegible]委員会と決議されこれを頑固におして[illegible]第一部でも[illegible]かつた場合は重大事態におち入ることは吾々の一番よく知るところである 吾々はあくまでこれを貫徹する為には労働者の団結こそ 壮厚なものであることを忘れてはならない

昨日八日は大闘争委員会に於て決議されたる要求を[illegible]今く[illegible]支部の各[illegible]と共に含んだ交渉に[illegible]うこくなり斗争の第一歩は踏み出されたのである

吾々は人間だ！

労働協約締結満場一致可決

吾々は労働者であり あらゆる生産の原動力なるものである[illegible]間[illegible]我々は[illegible] 大会[illegible]十二[illegible]是は[illegible] その要求に於て[illegible]労働協約を獲得致すべく 第一項目に要求した

この労働協約[illegible]

吾々労働者が[illegible]の条件に於て 人間としての自由と平和を為すものであり 吾々の要求を為す[illegible]と権利である

労働[illegible]を初め[illegible]其の他はこれに基本的に並べられるのである。

こそ[illegible]という根本問題を否定する者はなかろうが特に[illegible]の場合 進歩的なこの要項は如何に困難なものであることを予測して吾々は[illegible]なければならぬ

柳橋支部

労働協約締結す。

永らく要求を[illegible]同支部は いよいよその内容に承認され来たので [illegible]所と交渉し二月七日これが締結となり第八回[illegible]を[illegible]した。

正二先駆ずアーロウ！

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、諸君

全港湾労働者諸君に訴う

吾々は港湾業者の苛酷なる條件にたゞられずたの要求をかゝげ遂に立上がった。吾々の生活権を取戻す為のお実の血の叫びた。協同の立場にある諸君よ吾々自身の生活は今こそ吾々の手によって守らねばならない。直ちに吾々と共に立上らんことを要望する。反動ボスの手を南力気を以て立切ることこそ吾々の生活の自由が守られるのだ。

要求項目、

一、労働協約を即時締結せよ！ 一、退職規定を即時制定せよ。 一、アブレ賃金を基準法通り支給せよ 一、船内並に沿岸の賃金値上の五割を即時実施せよ、 一、職場内に於ける大小ボスを追放し賭博、暴力を絶滅せよ、 一、賃金の支拂は明確にせよ 一、常用者に対する健康保険加入を完全に実施せよ、 一、日雇者に対する賃金は常用者と同一賃金を支拂へ、 一、健康保険組合の労働者代表の選出理由を明確にせよ、 一、中間採取的下請、人夫出しを等をなくせ！

以上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

労働基準法完全実施を要望する

労働基準法第二十六條に常傭労働者として不就労の場合は手取賃金の六〇%以上を支給する如く制定されてゐるにもかゝはらず基準法実施后既に二ヶ年を経過してゐるも、未だに港湾関係に於てはアブレ賃として四拾円しか支給せず更に加へて中間的ボスの存在により暴力、賭縛、不正支拂等々善良なる労働者は奴隷の如き状態に有り、依つて基準法の完全なる実施を要望し續けて来つたが未だに一小を改めず、吾々は茲に於て労働者保護法である基準法が完全に実施せられざる事の貴所の怠慢に対し、其の責任を追求すると共に即時これが実施せられる事を要望すると共に過去に於ける此の差額を支給する事を重ねて要望する。

日本労働組合総同盟
関東港湾労働組合同盟
横浜港湾運輸労働組合
第一回拡大執行委員会
宇徳運輸船舶部労働組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

横浜港湾運輸労働組合（假称）規約（案）

綱領

一、吾等は健全強固なる自主的組織を確立し以つて労働諸條件の向上と共同福利の増進を期す

一、吾等は技術の練磨　品性の陶冶　識見の啓発に努め以つて人格の向上と完成を期す

一、吾等は労働の社会的意義を顕揚し港湾産業民主化の徹底を図り以つて新日本を建設し進んで世界平和に貢献せんことを期す

規約

第一章　總則

第一條　本組合は横浜港湾運輸労働組合と称し本部を横浜市西区[illegible]町五丁目二十五番地に置く

第二條　本組合は組合員の団結と相互扶助により労働條件の維持[illegible]善を計り経済的文化的地位の向上、並に港湾運輸事業の民主化を確立する事を目的とする

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第三條　組合員は本組合の總べての問題に平等なる权利と義務を有し　人種宗教性別門地によつて差別待遇は
しない

第四條　本組合は法人とする

第二章　組織

第五條　本組合は組合の細領規約に賛同する横浜の沈澱運輸関係に従事する所付者を以つて組織する　但し
会社役員　作業課長　会計　人事に参劃し決定权を有する職員以上の者並に会社の利益を代表すると
認められる者は除く

一、本組合に各事業体別に支部を設ける

一、支部に関する細　則は支部組合員の議決を経て定める

一、支部は本部の統制に従ひ組合事務の遂行上並に地域活動をする

第三章　事業

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第六條　本組合は本組合の目的を達成する為に次の事を行ふ

一、労働条件の維持改善に関する事

二、組合組織の整備強化に関する事

三、消費組合事業の民主化促進に関する事

四、組合員及其の家族の福利厚生に関する事

五、組合員の教育宣伝啓蒙に関する事

六、物品供給事業に関する事

七、其の他目的を達成するのに必要な事

第四章　機関

第七條　本組合の機関は左の如く定める

一、大会

一、常任執行委員会

一、諮問委員会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、大会は本組合の最高決議機関で役員並に組合員の直接無記名投票により選出された代議員で構成し代議員の選出比率は別に定める。

二、大会は毎年一回七月に開催する。但し執行委員会で必要あると認められた場合又は組合員の三分の二以上の要求があつた時は臨時大会を開催しなければならない。大会臨時大は組合長が召集する。

三、執行委員会は本組合の執行機関にして役員を以つて構成し大会の決議を執行する。但し緊急事項が発生した時は事項に拘らず適宜処理して次期大会に報告承認を求める。執行委員会は必要に応じて組合長が招集する。

四、常任執行委員会は執行機関を代表し常ムを処理する。常任執行委員会は組合長副組合長主事会計会計監査常任執行委員で構成し臨時組合長が招集して開催する。常任執行委員会は緊急を要する事項の起きた時は執行委員会に代つて適宜処理し次期執行委員会に報告

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

五 本條に於ける組合役員とは組合長副組合長 主事 会計 会計監査 常任執行委員 執行委員をいふ

第八條 執行委員会は大会に常任執行委員会は執行委員会及大会に責任を負ふ

第九條 本組合の各機関に構成員の三分の一以上出席した時に成立し過半数を以つて決議する但し可否同数の場合は議長を決する 各機関の構成員が正当を得ない事故の為出席出来ない場合は同一資格者に議決権其の他を委任する事が出来る 但しその委任を受け得る限度は一名とする

第十條 大会の議長は其の都度選出し執行委員会常任執行委員会の議長は組合長が当る

第十一條 本組合の組合員は急迫罷業をなす場合は大会に於て直接無記名投票による組合員の過半数の同意を得なければならない

第十二條 本組合に左の役員を置く

第五章 役員

一 組合長	一名	一 会計監査	二名
一 副組合長	二名	一 常任執行委員	若干名
一 主事	一名	一 執行委員	若干名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77-5013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第六章　書記局

第十六條　本組合は日常業務処理の為に執行委員会の下に書記局を置きこれを掌理する。

第十七條　本組合書記局の専従者の任免並に給与其の他については執行委員会の承認を必要とし又書記事務員の給与は組合費によつて行う

第十八條　書記局に次の如き専門委員会を置く事が出来る

一、組織宣伝委員会　一、文化活動委員会

一、福利厚生委員会　一、青婦対策委員会

一、教育出版委員会　一、労働配置委員会

第七章　加入脱退

第十九條　本組合に加盟しようとする者は當該支部を経て申込書に所定事項を記入し本部に提出する。

第二十條　本組合の組合員たる資格は執行委員会の承認を経て会費を納入し登録された時より始まる。

第二十一條　本組合を脱退せんとする者は所属支部の議決を経て支部長に通告するものとする。

第二十二條　本組合を脱退又は除名された組合員は既納の組合費や財産上の一切の权利を失ふ

第八章　賞罰

第二十三條　本組合は組合並に支部に於て特別に功労のあつた者に対しては大会及執行委員会の決議に依り表

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

彰の方法は其の都度審議して定める

第二十四條　本組合の規約に違反し又は統制を紊した行動があった時は執行委員会の決議により除名又は脱退勧告权利の一時停止等を命ずる事が出来る

第二十五條　組合で除名された支部又は組合員がその決議に異議のある場合は上部団体へ提訴する事が出来る

第二十六條　支部で除名された組合員は其の決定に異議ある時は組合執行委員会に提訴する事が出来る

組合員より提訴があった場合は組合長は提訴支部に関係のない執行委員会を組

置しなければならない

第九章　会計

第二十七條　本組合の経費は加盟組合員の組合費及寄附金で充つる

但し寄附金の受領は執行委員会の承認を得るものとする

第二十八條　本組合の組合費は組合員一名に付月額金四十円とする

但し会計報告は事内的に資格のある会計

第二十九條　本組合の収支決算並に予算は大会の議決を要する

査人の證明書を添付しなければならない　会計年度は大会上り次期大会迄とする

第十章　附則

第三十條　本組合の規約は大会に於て代議員の直接無記名投票にとる過半数の同意を得なければ変更する事が出来ない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

彰の方法は其の都度審議して定める

第二十四條　本組合の規約に違反し又は統制を紊した行動があった時は執行委員会の決議により除名又は脱退勧告权利の一時停止等を命ずる事が出来る

第二十五條　組合で除名された支部又は組合員がその決議に異議のある場合は上部団体へ提訴する事が出来る

第二十六條　支部で除名された組合員は其の決定に異議ある時は組合執行委員会に提訴する事が出来る

組合員より提訴があった場合は組合長は提訴支部に関係のない執行委員により査問委員会を設置しなければならない

第九章　会計

第二十七條　本組合の経費は加盟組合員の組合員及寄附金で充つる

但し寄附金の受領は執行委員会の承認を得るものとする

第二十八條　本組合の組合員は組合員一名に付月額金四十円とする

第二十九條　本組合の収支決算並に予算は大会の議決を要する　但し会計報告は事内的に資格のある会計監査人の證明書を添付しなければならない　会計年度は大会より次期大会迄とする

第十章　附則

第三十條　本組合の規約は大会に於て代議員の直接無記名投票による過半数の同意を得なければ変更する事が出来ない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

昭和二十五年三月八日

業者側

鈴江運輸株式会社　鈴江繁

○藤本企業株式会社　藤本幸太郎

○宇徳運輸株式会社　白田均

丸倉昭和運輸株式会社　中村善好

江原運輸株式会社　江原材之進

日塩株式会社横浜出張所　西幸雄

沖田興業株式会社　沖田徳治郎

東神運輸株式会社　大西清輔

横原輸送株式会社　花島懋太郎

横浜倉庫荷役組合　鈴木彦治郎

梅沢商会（株式会社）　梅沢懋助

合名会社　原田組　原田幸治郎

株式会社千野商会　千野文二

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

東神運輸株式会社　大西清輔
横原輸送株式会社　花島懋太郎
横浜倉庫荷役組合　鈴木彦次
梅沢商会（株式会社）　梅沢懋助
合名会社　原田組　原田東次郎
株式会社千野商会　千野文二
関東ドラム缶工業株式会社　山本熊蔵
伊丹運輸株式会社　伊丹次郎
横浜渡海荷役推進協会　比嘉哲也
○曰新運輸倉庫株式会社　岡井能太郎

組合側代表
横浜渡海運輸労働組合
組合長　野崎栄次

一、団体交渉確認事項

昭和二十五年三月八日　団体交渉に於いて第二回団体交

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

以上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

[redacted]

(c) do the rule of seniority equally applicable to layoffs of a temporary as well as of a permanent nature —

What are the differences in the working procedures of a grievance shop committee in a shop Committee of stewards in the matter of handling grievances

(d) What are the facts on a plant where there exists a grievance shop committee what are its functions —

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

It is worthy of note that in the preparation for both conferences the employers association took an active role in helping the L.P.S. officials.

~~The~~

Tomorrow, and tomorrow, and tomorrow
Creeps in this petty pace from day ~~to day~~
To the last syllable of recorded time
And all our yesterdays have lighted fools
The way to dusty death. Out, out, brief candle!
Life's but a walking shadow, a poor player
That struts and frets his hour upon the stage,
And is heard no more; it is a tale
Told by an idiot, full of sound and fury
Signifying nothing.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

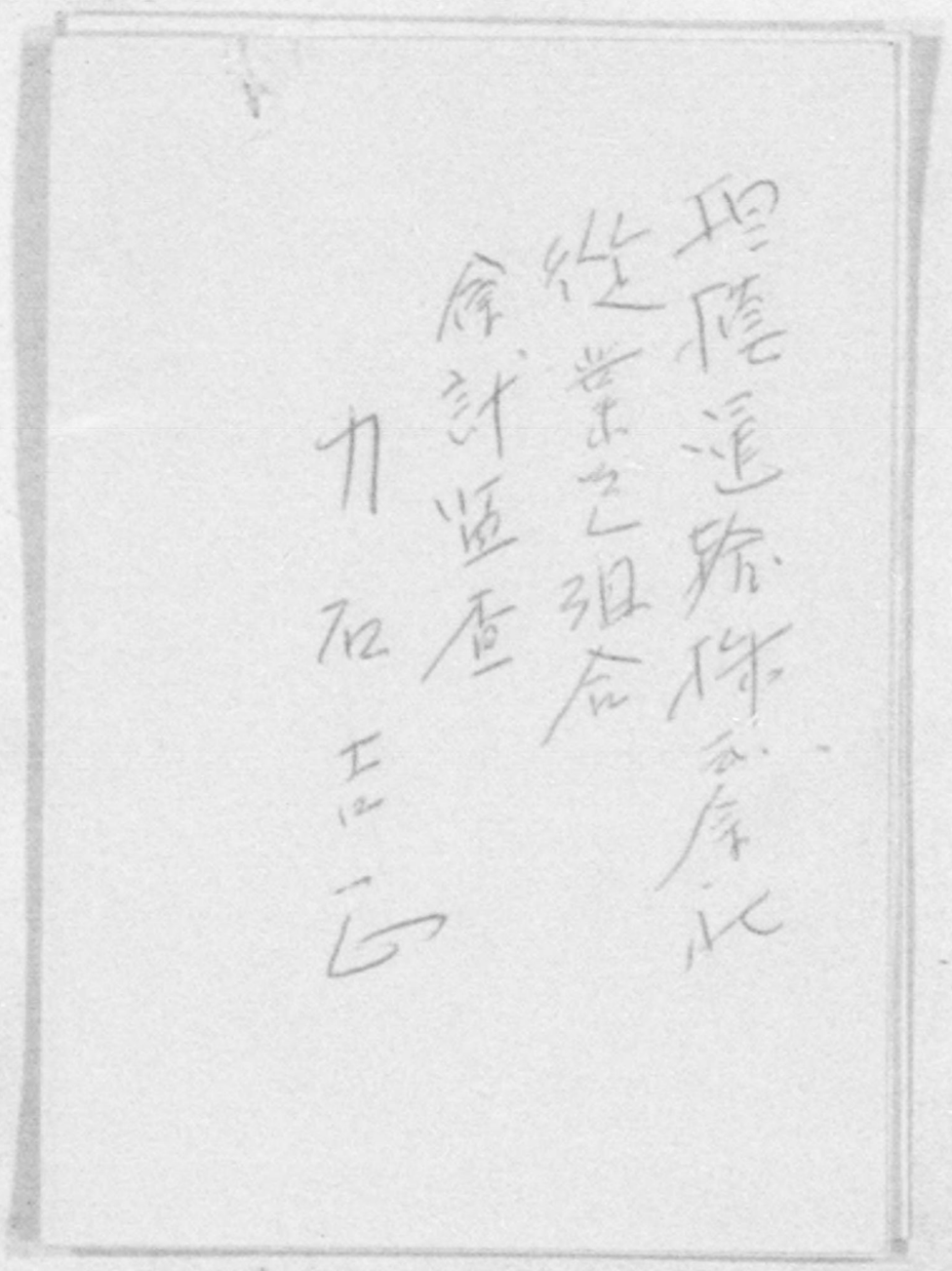

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

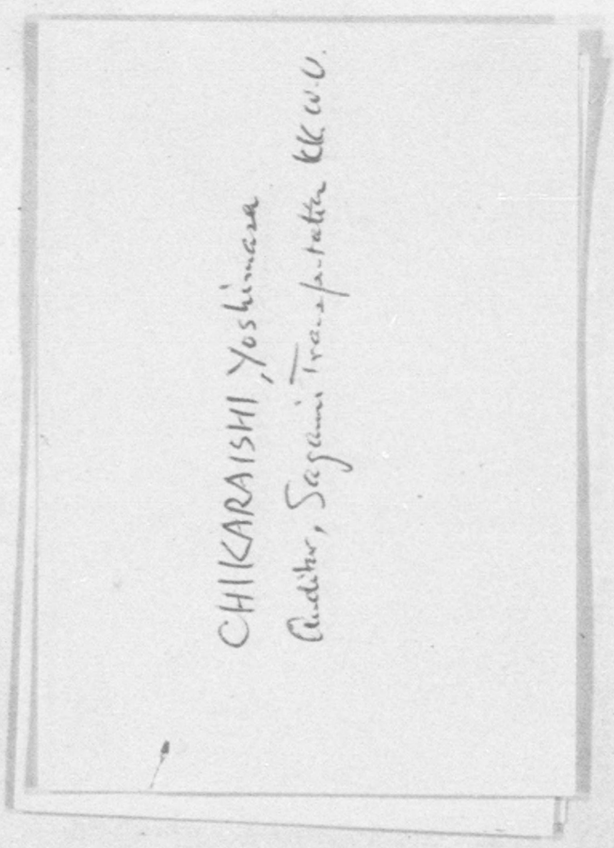

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

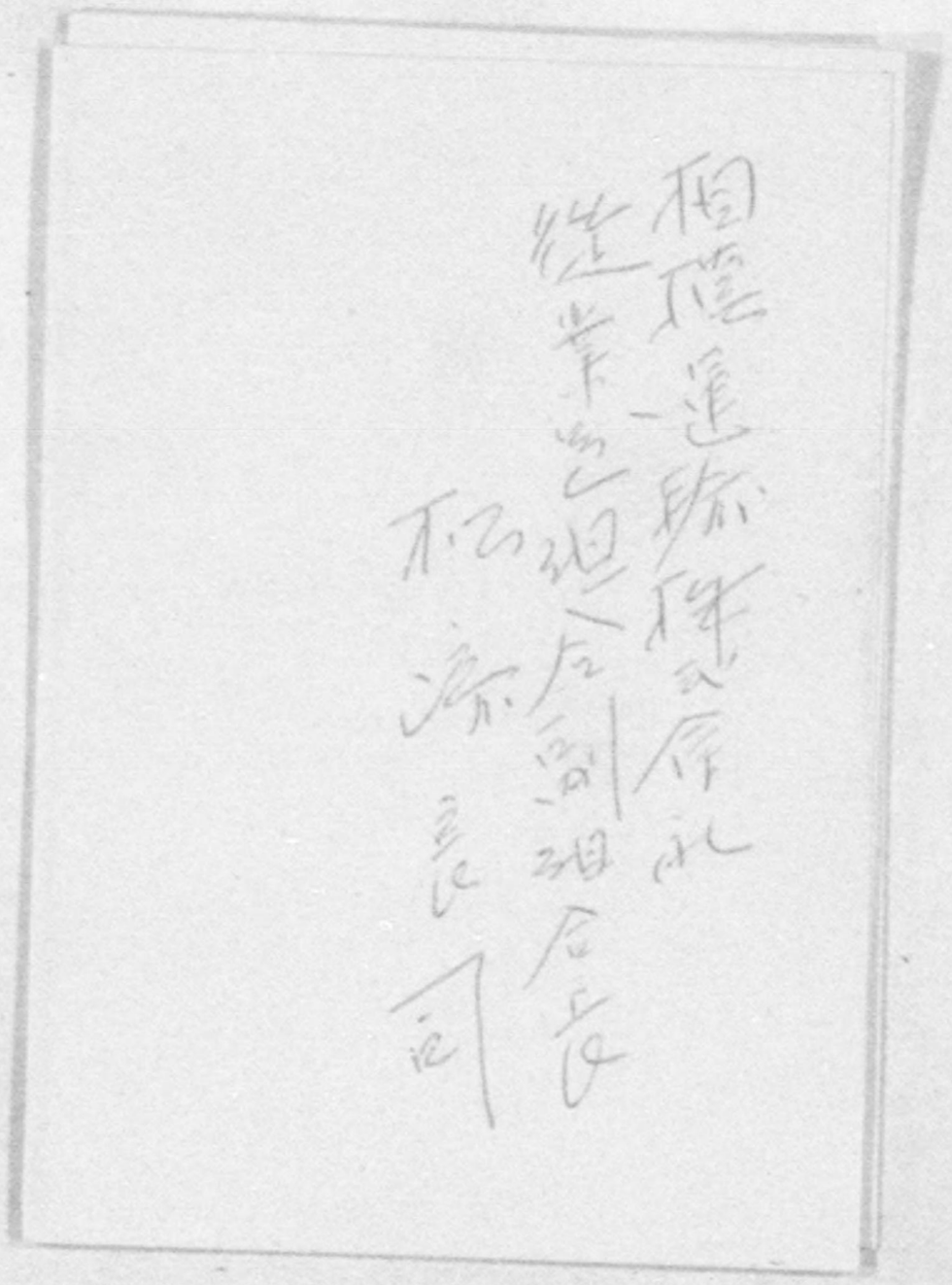

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 75013

MATSUZAKI, Ryoji
Vice-chairman,
Sagami Harbor Transportation KK W.U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

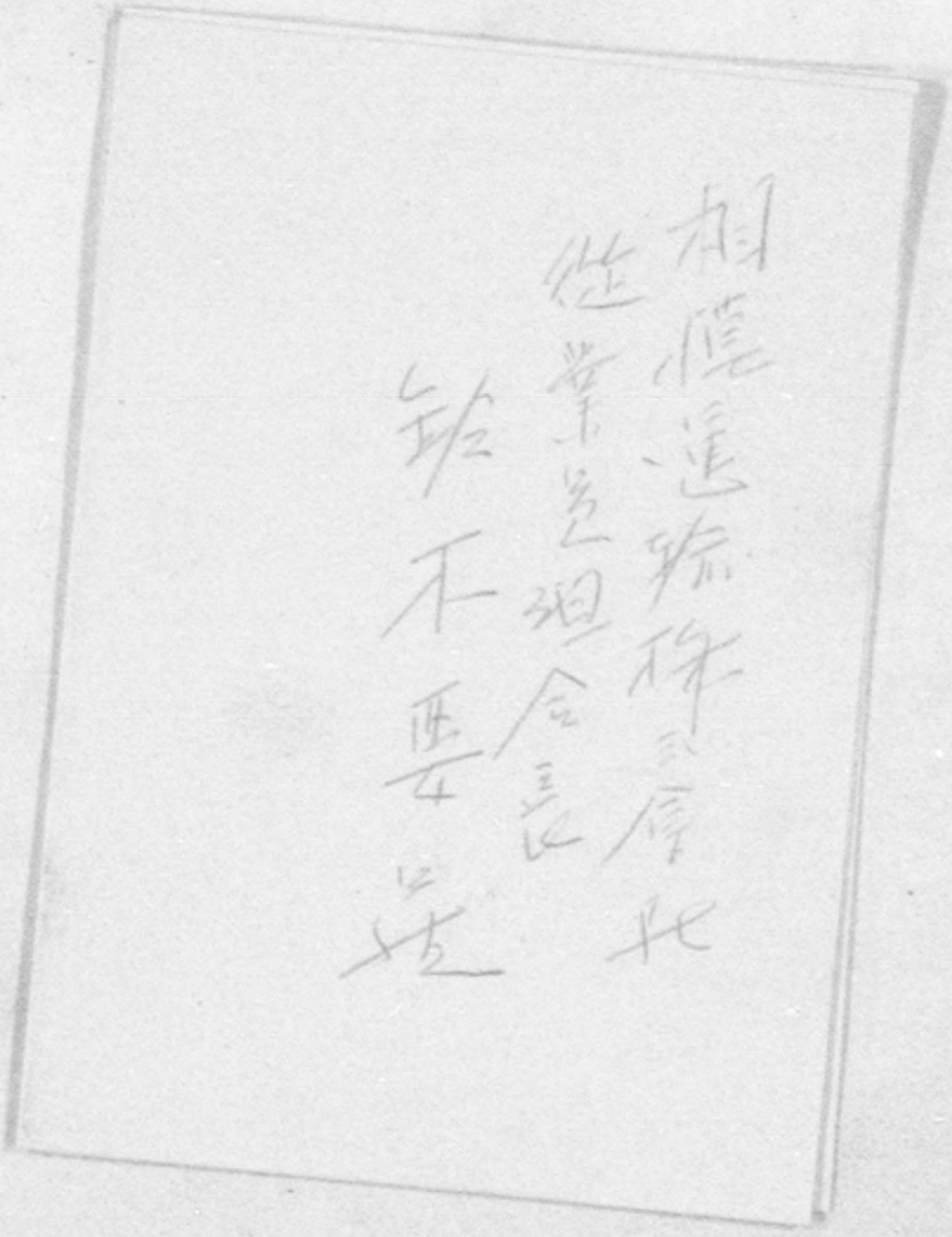

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SUZUKI, Yozo
Chairman, Sagami Harbor Transport KK
W.C.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

相模運輸株式会社
海上作業労働組合
貝原信太郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

KAIHARA, Shintaro
President, Marine Operation, U.V.
Sagami Transportation K.K.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

相模運輸従業
副組合長
下関
春雄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SHIMIZEKI, Haruo
Vice-chairman Pagan Transportation
Employees Union

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

相模運輸株式会社
海上作業労働組合委員
松山久夫

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

MATSUYAMA Hisao.
Committee Member, Marine Operation W.U.
Sagami Transportation K.K.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

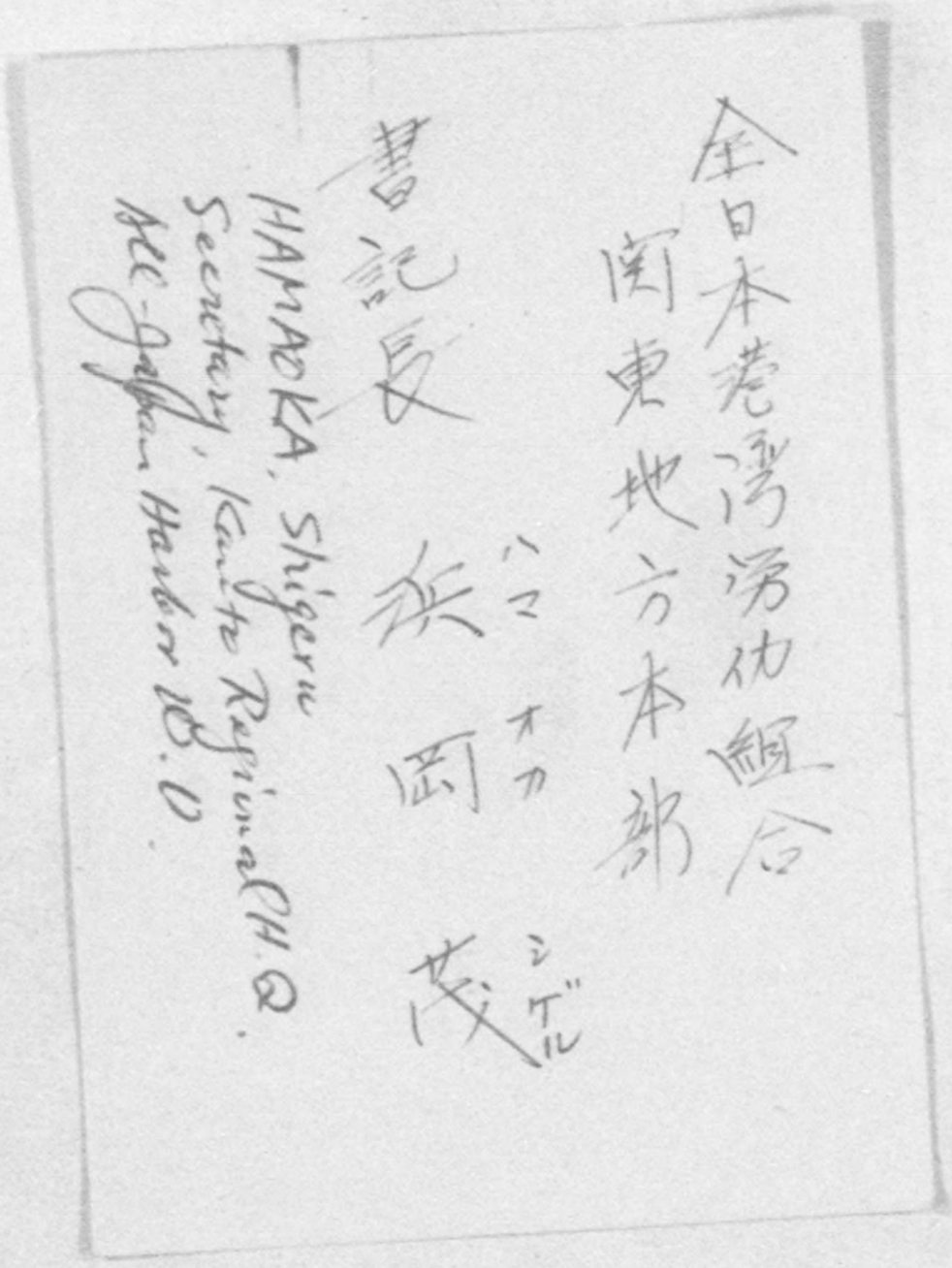

全日本港湾労働組合
関東地方本部
書記長 浜岡 茂

HAMAOKA, Shigeru
Secretary, Kanto Regional Port
All-Japan Harbor W. U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

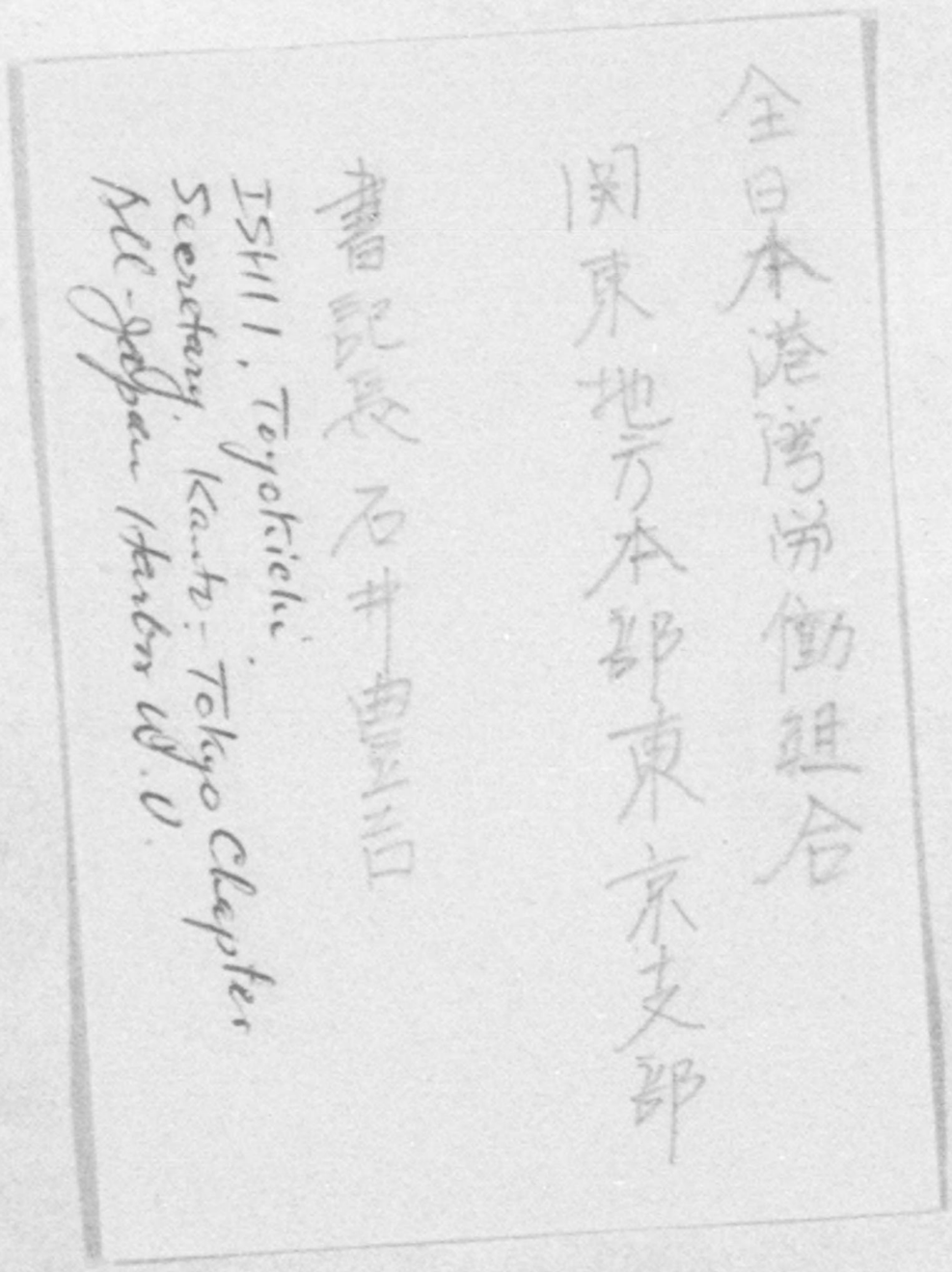

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

KIMURA, Seiji
Vice-chairman, Yokohama Nallymen Chapter,
Kanto Regional H.Q.,
All-Jap. Harbor Worker Union

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全日本港湾労働組合
関東地本本部
横浜検数支部
副執行委員長
木村誠治

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

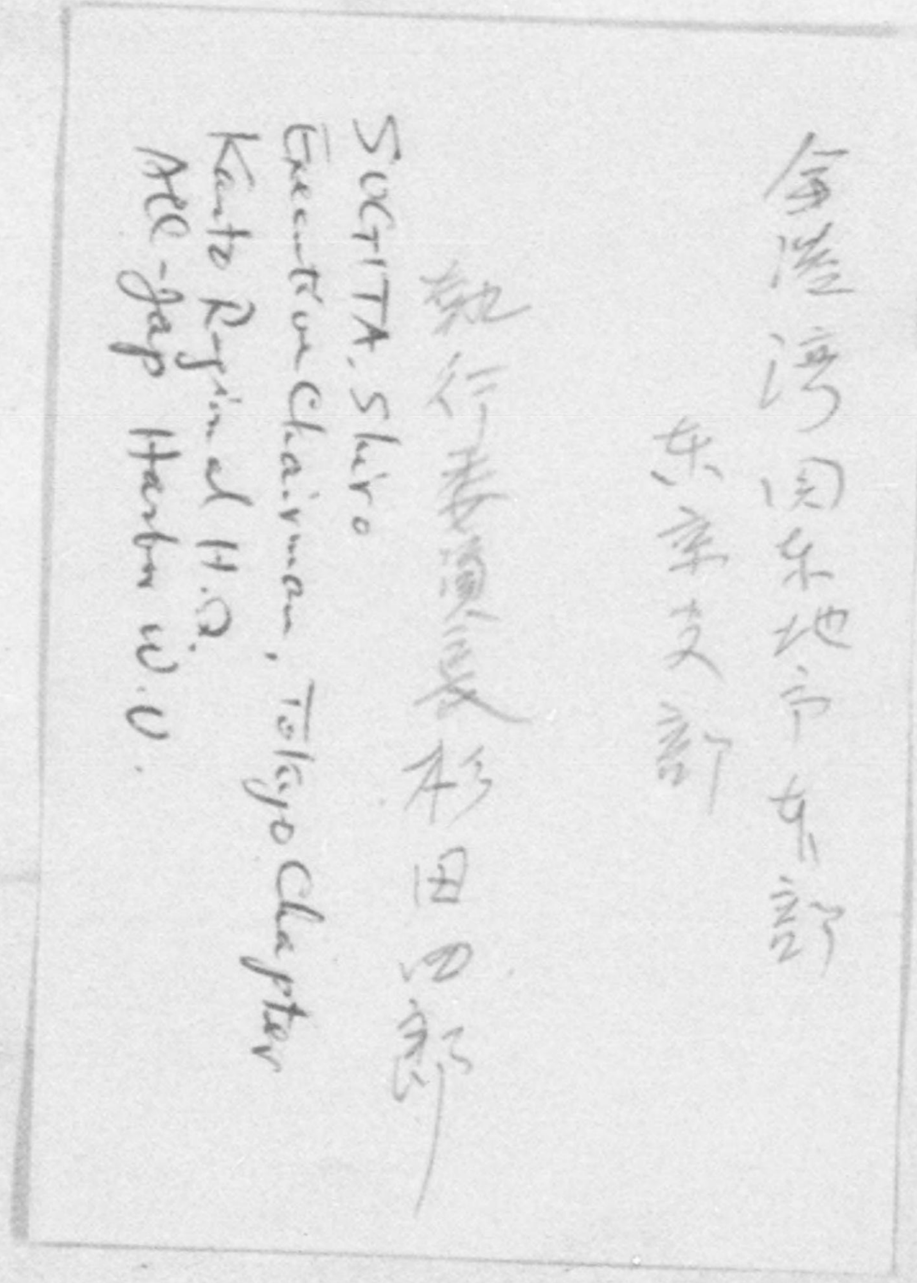

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

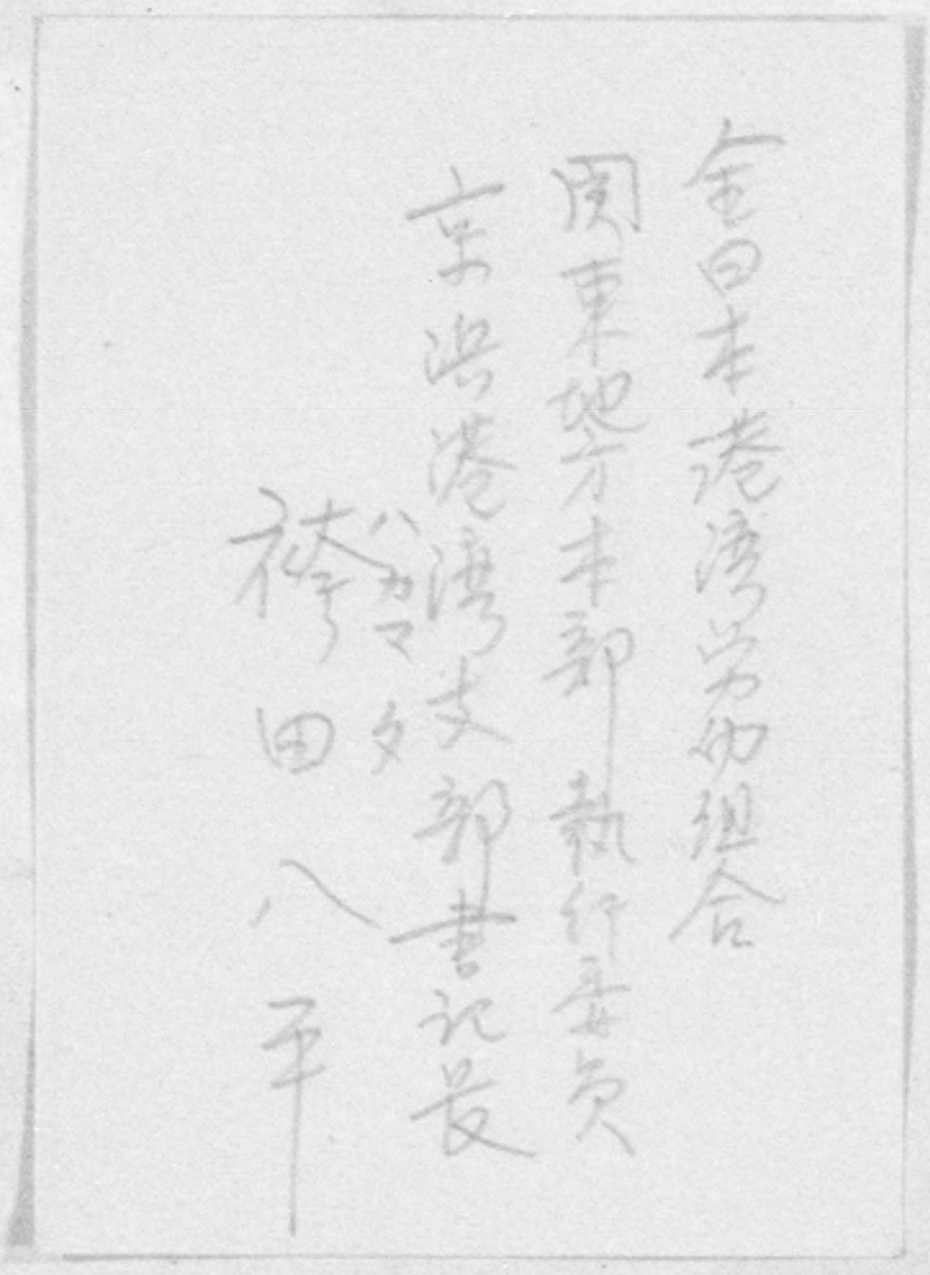

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

HAKAMADA, Hachihei.
Secretary, Kei-hin Harbor Chapter,
Kanto Regional H.Q., All-Japan
Harbor W.U

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

今日本陸海軍
関東地方本部
捕虜検数支部
執行委員長
水本
濱次

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

MIZUMOTO, Hamaji
Chairman, Tallyman Chapter, Yokohama
Kanto Regional H.Q., All Jap Hdqtrs.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

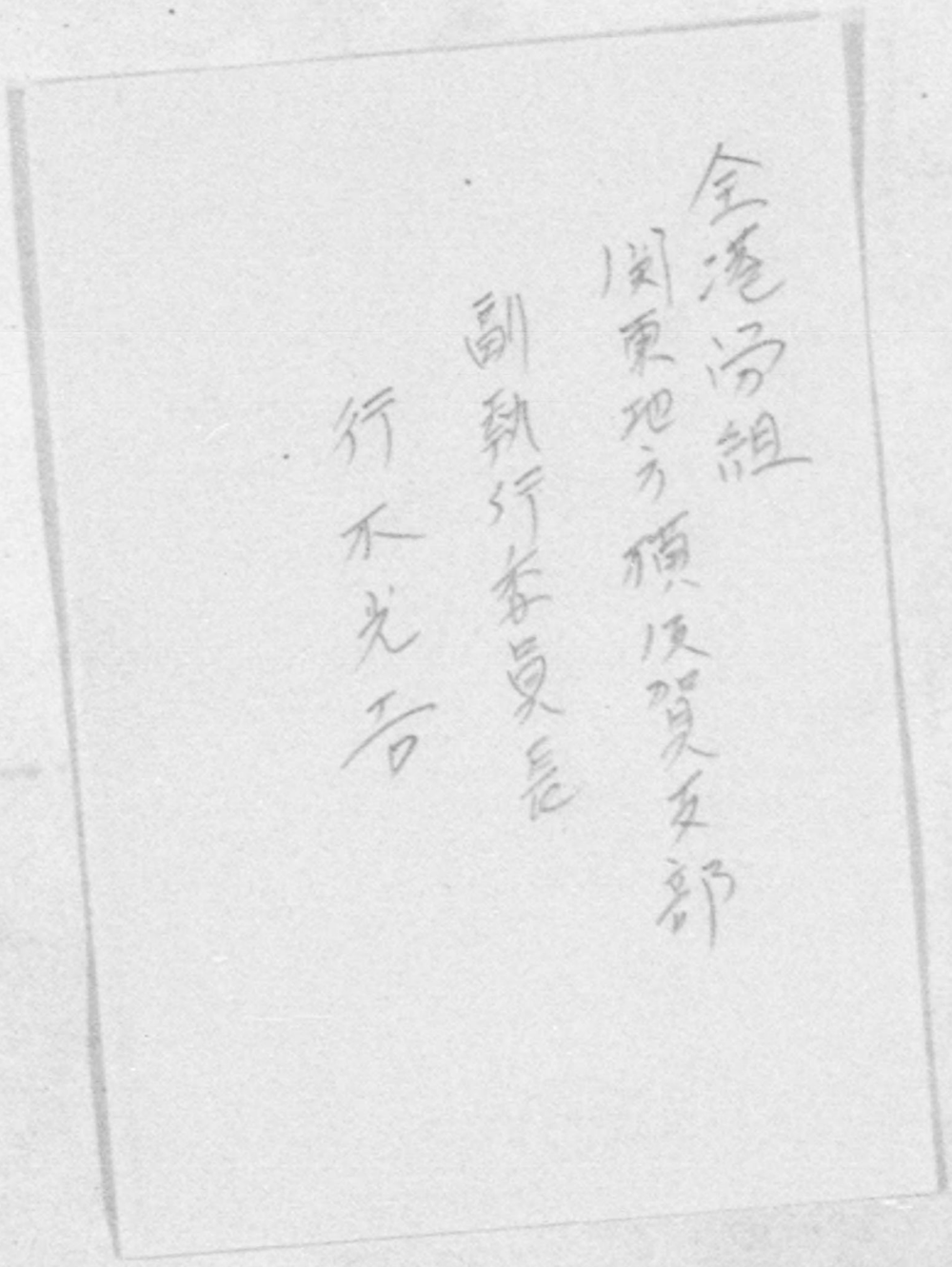

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

YUKUKI, Kokichi
Vice-chairman
Yokosuka Chapter, Kanto Regional H.Q.
All-Japan Harbor W.U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

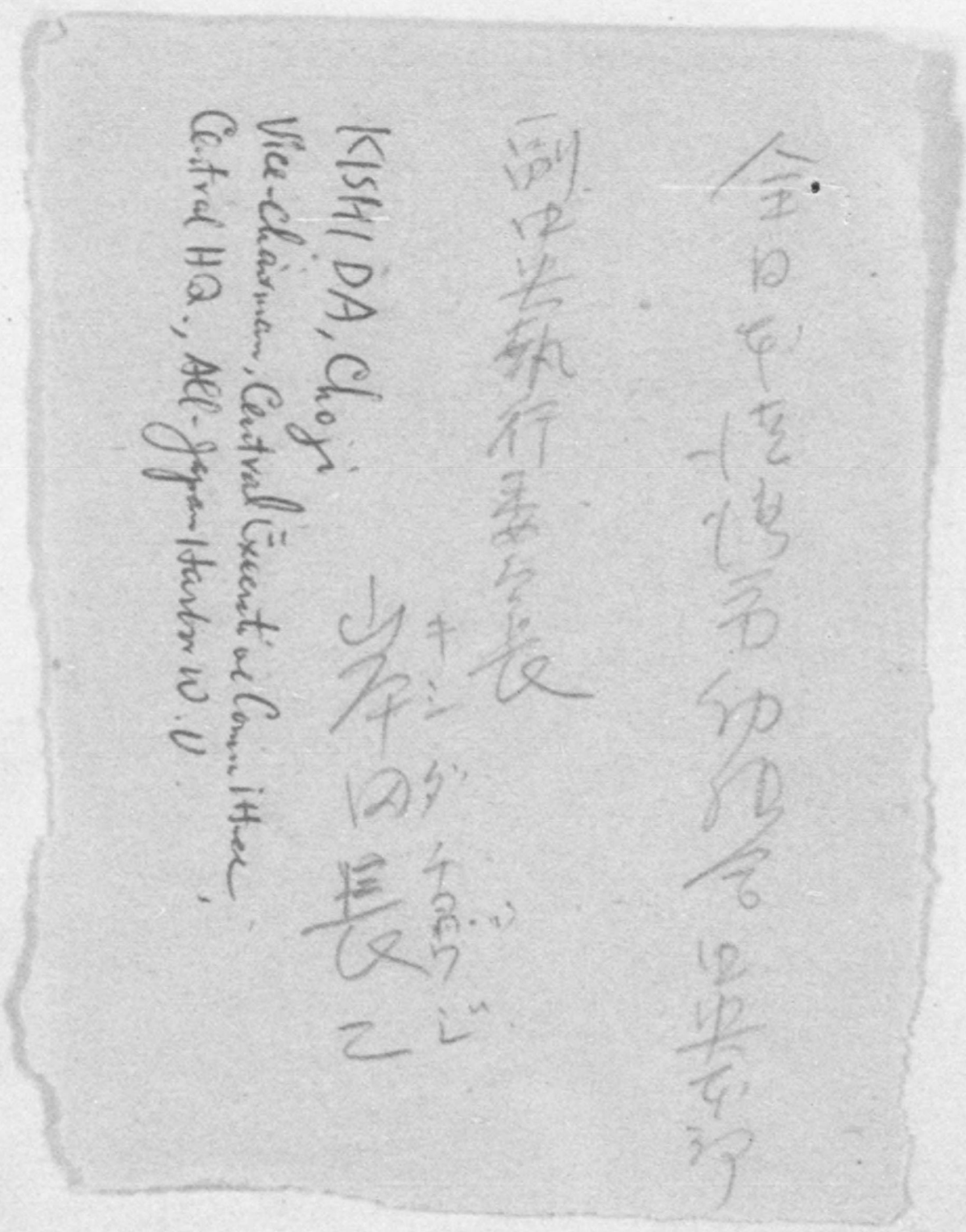

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

金澤満州組合
関東地方本部京浜満支部
副執行委員長
不破 忠三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

MORI, Chuzo
Vice-chairman
Keihin Harbor Chapter, Kanto Regional H.Q.
All-Japan Harbor W.U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全日本港湾労働組合
関東地方本部横須賀支部
執行委員長
三橋仙太郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

MITSUHASHI, Shintaro

Executive Chairman,
Yokosuka Chapter, Kanto Region,
All-Japan Harbor W.U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

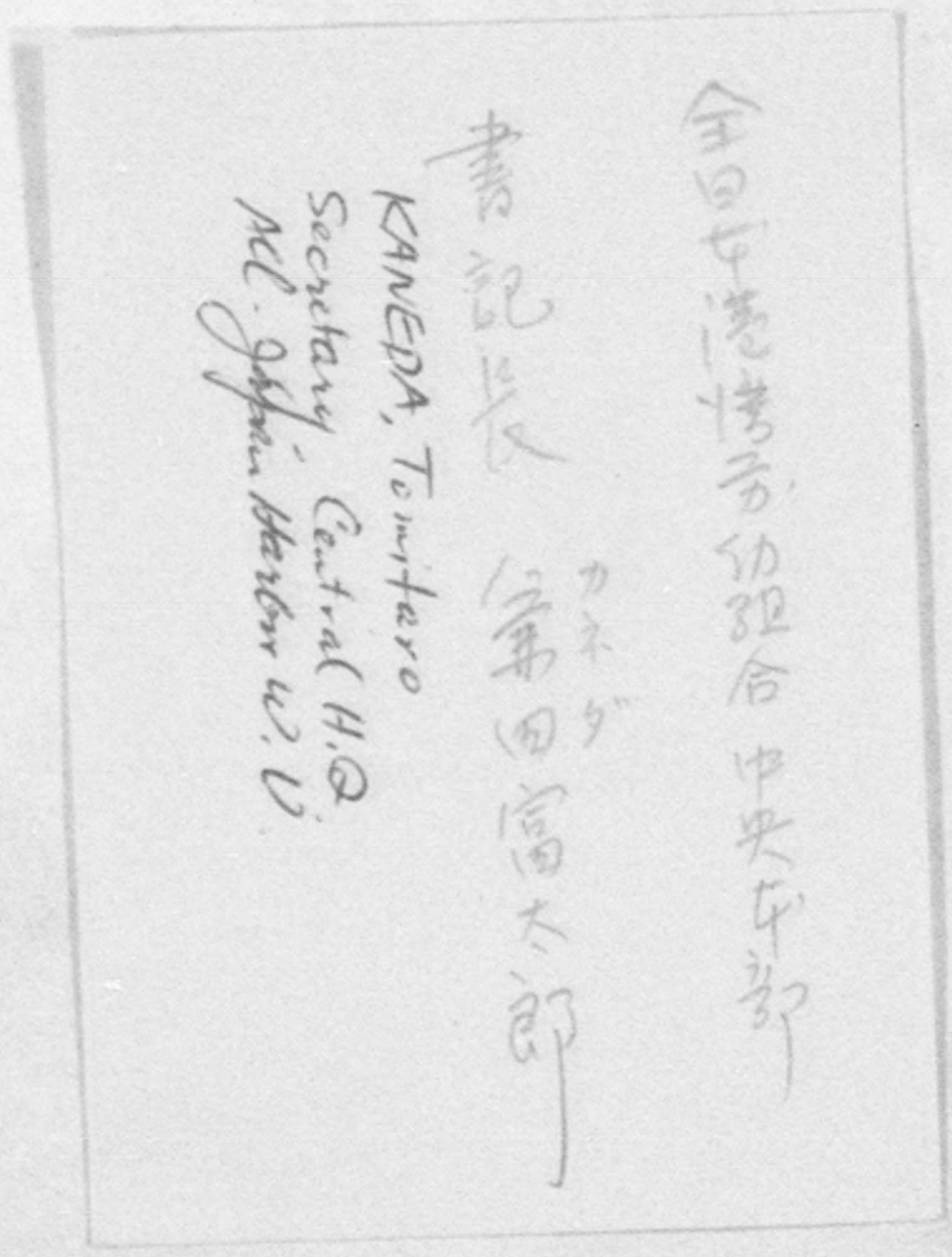

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

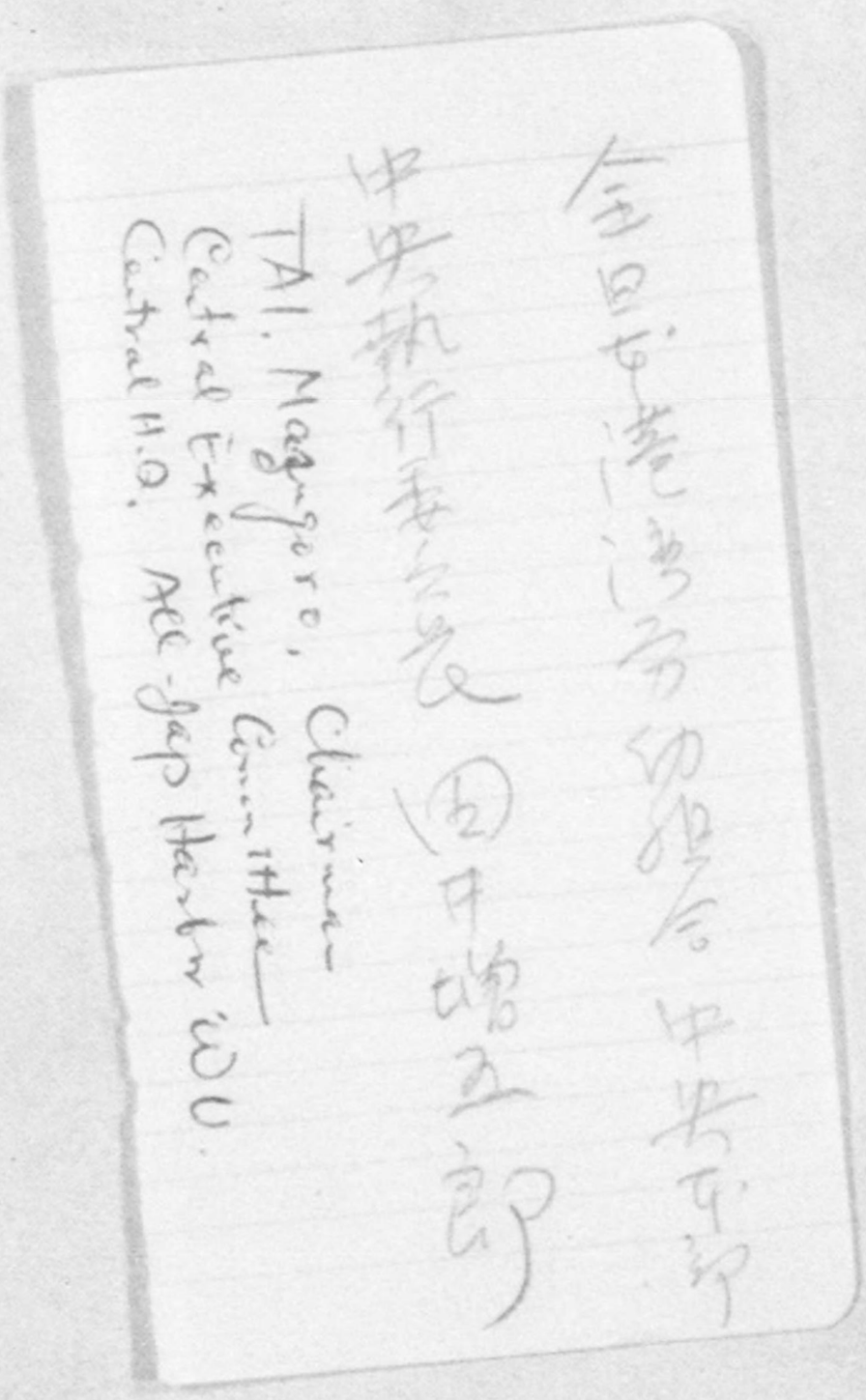
今日も晴れ
中央執行委員会
TAI, Nagajero, Chairman
Central Executive Committee
Central H.Q. AEC Jap Harbor WU
(2) 日協立郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

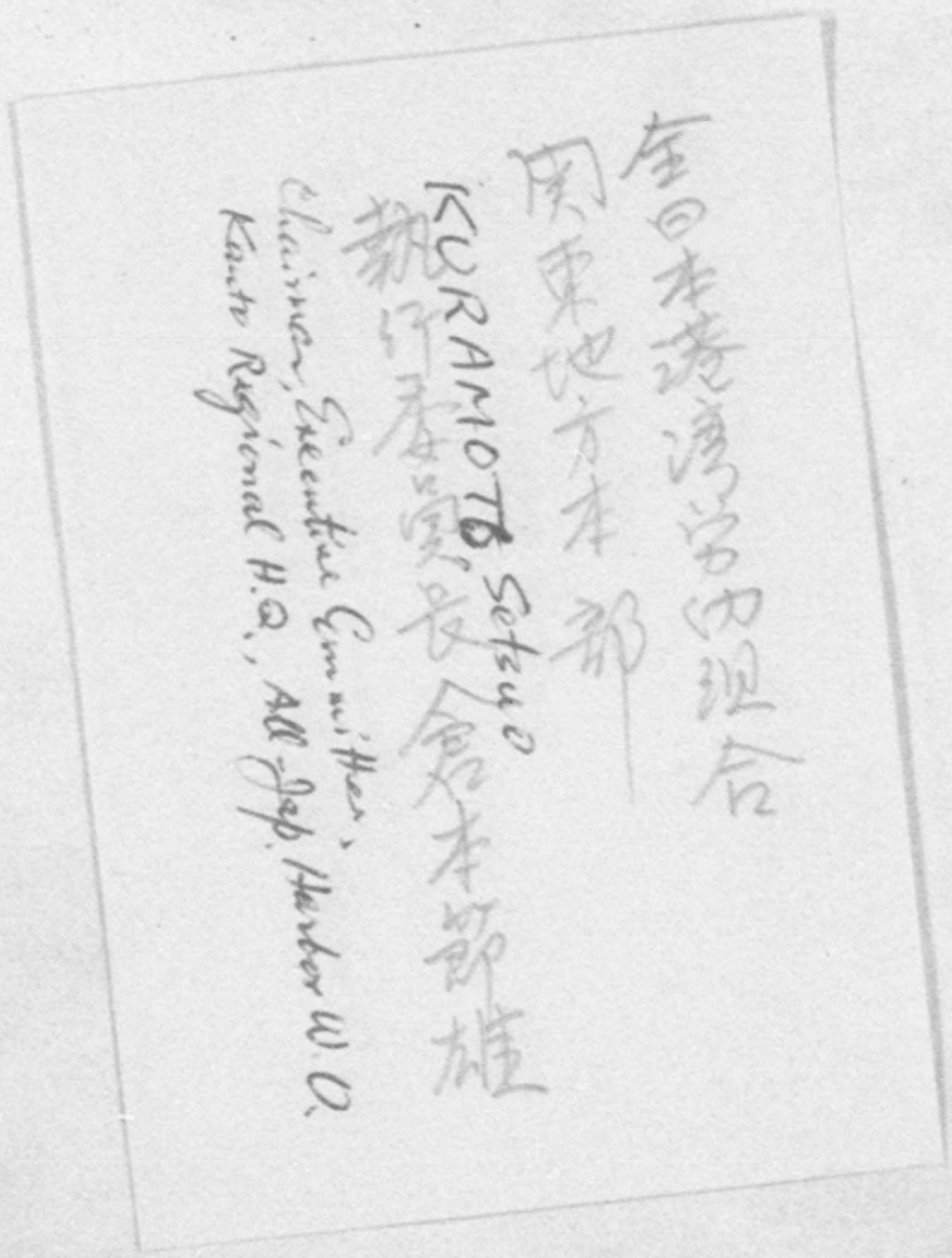

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

日本労働組合總同盟
東京港労働組合
執行委員長 中野山信
関東港湾労働組合同盟
副会長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

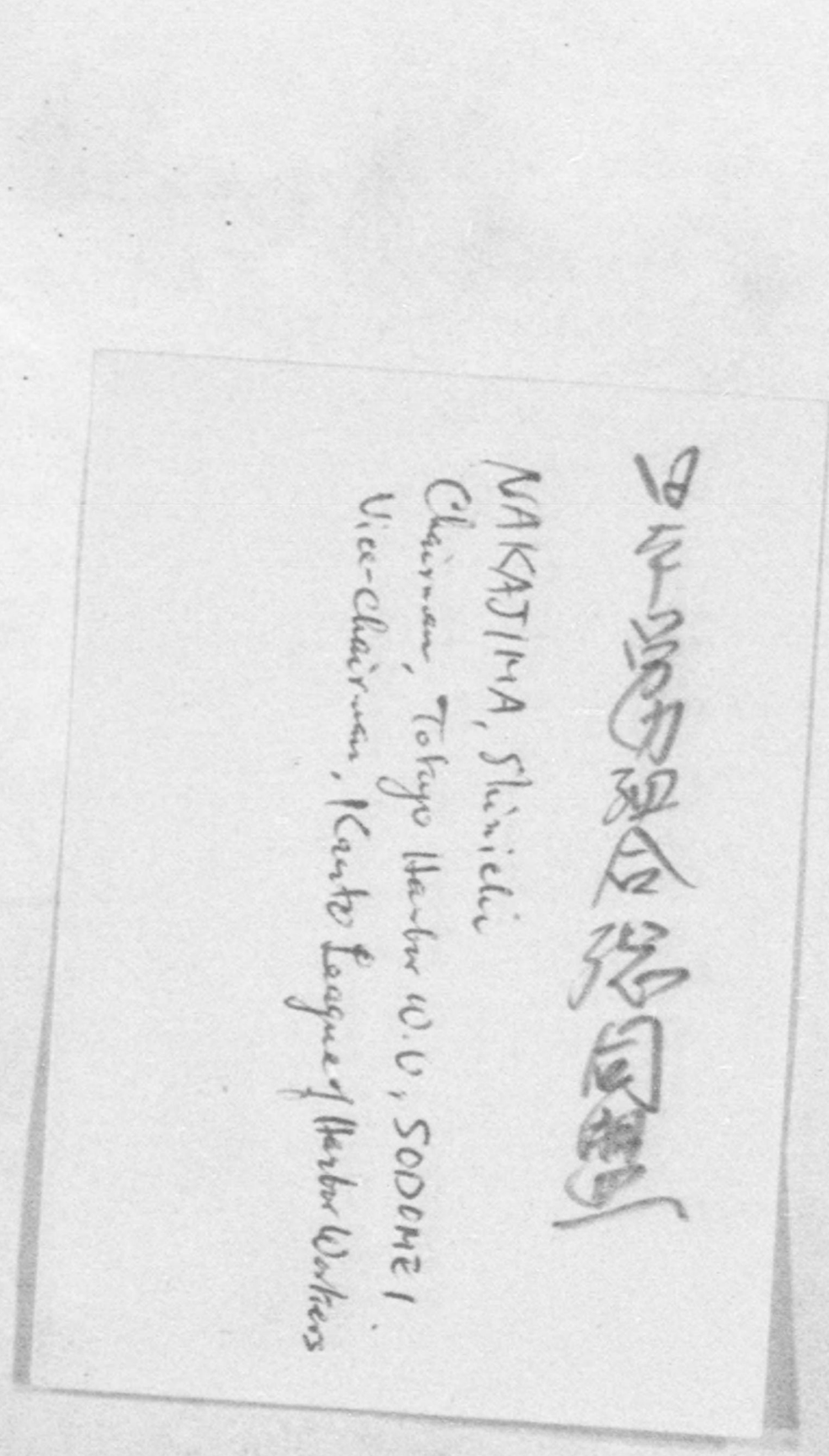

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

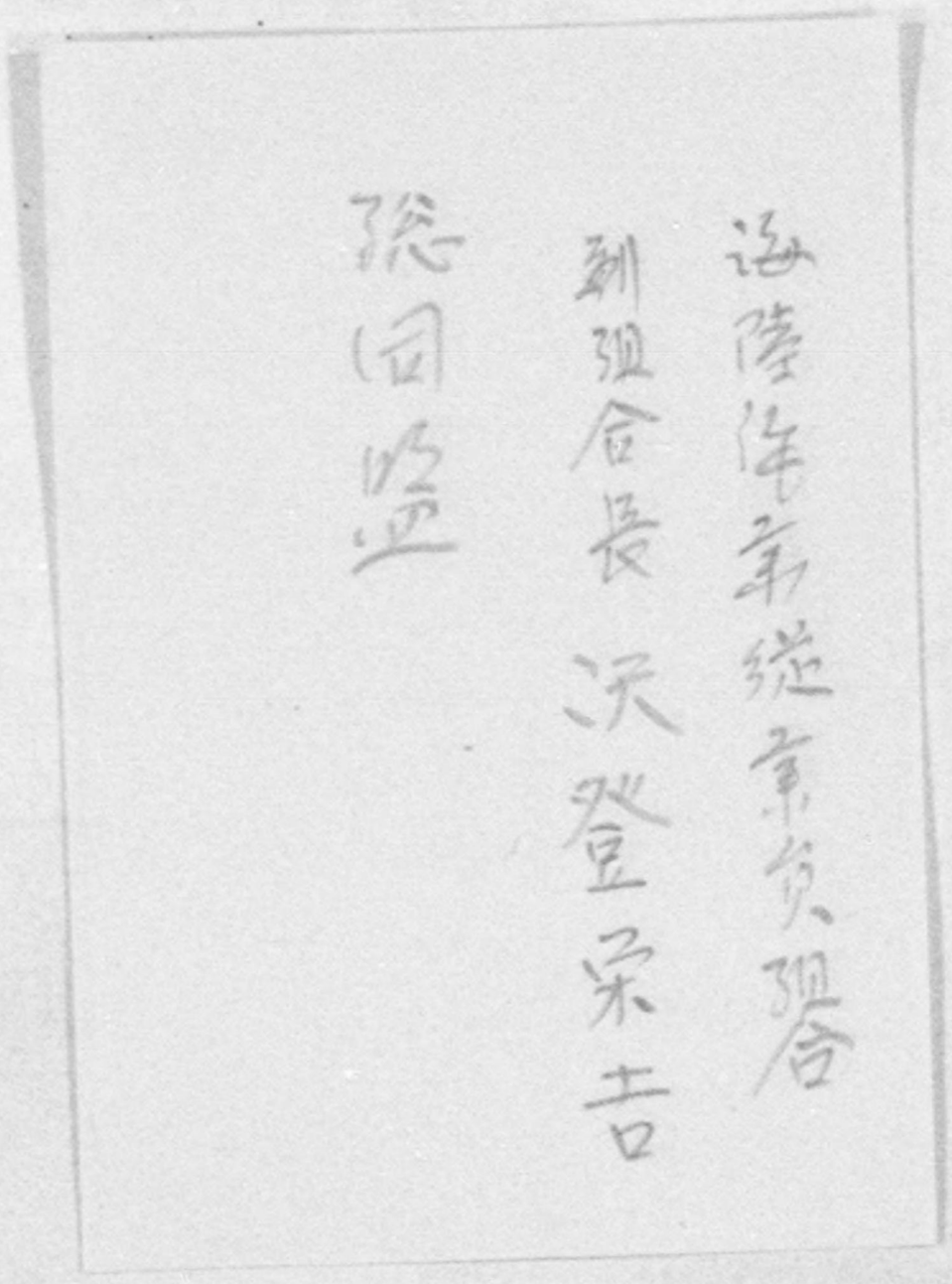

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SAWATO, Eikichi
Vice-President, Kairiku Sagyo
Employees Union, SOHYO

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

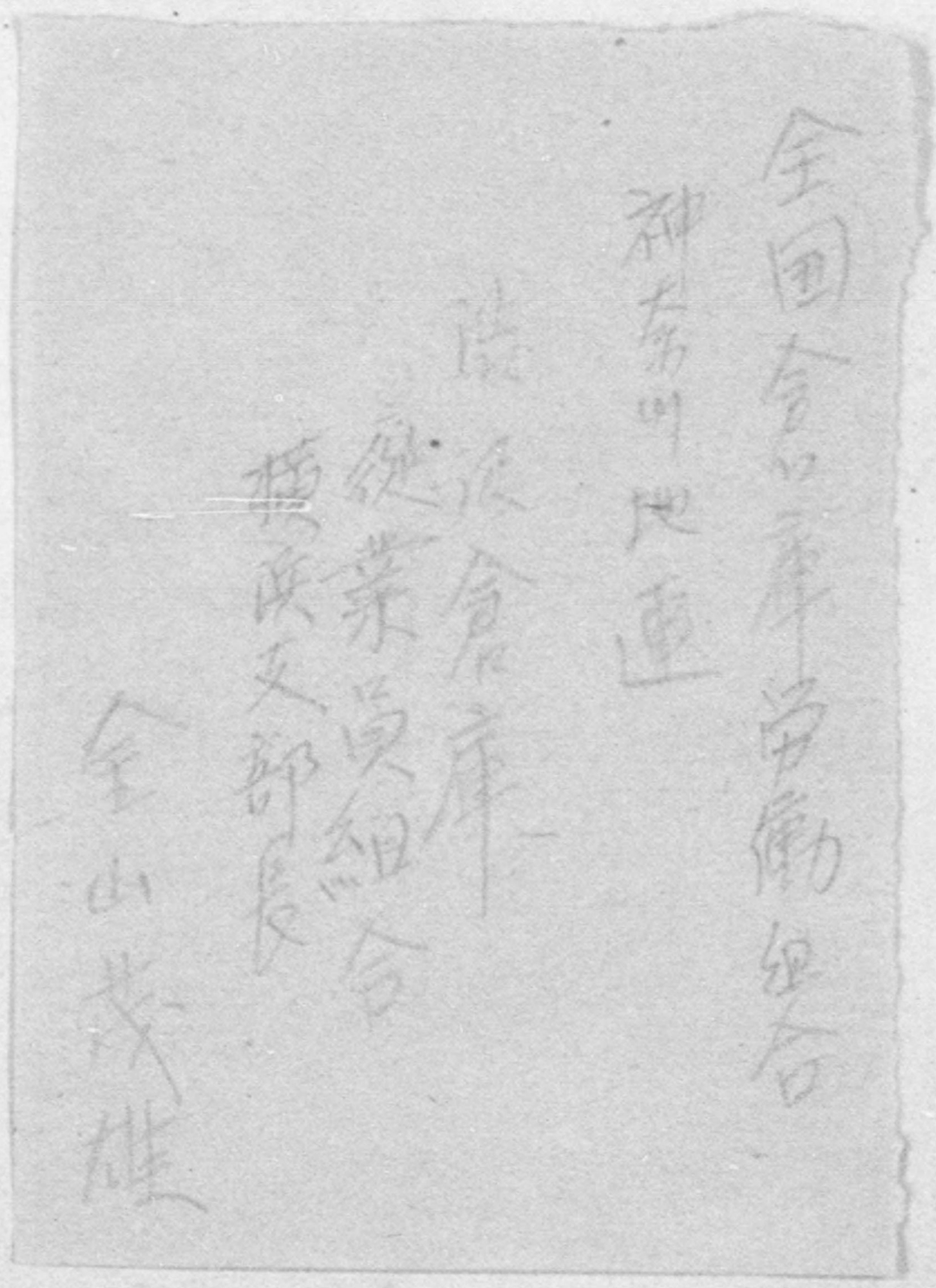

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

KANAYAMA. Shigeo

President, Yokohama chapter,
Shibusawa Warehousing W.U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

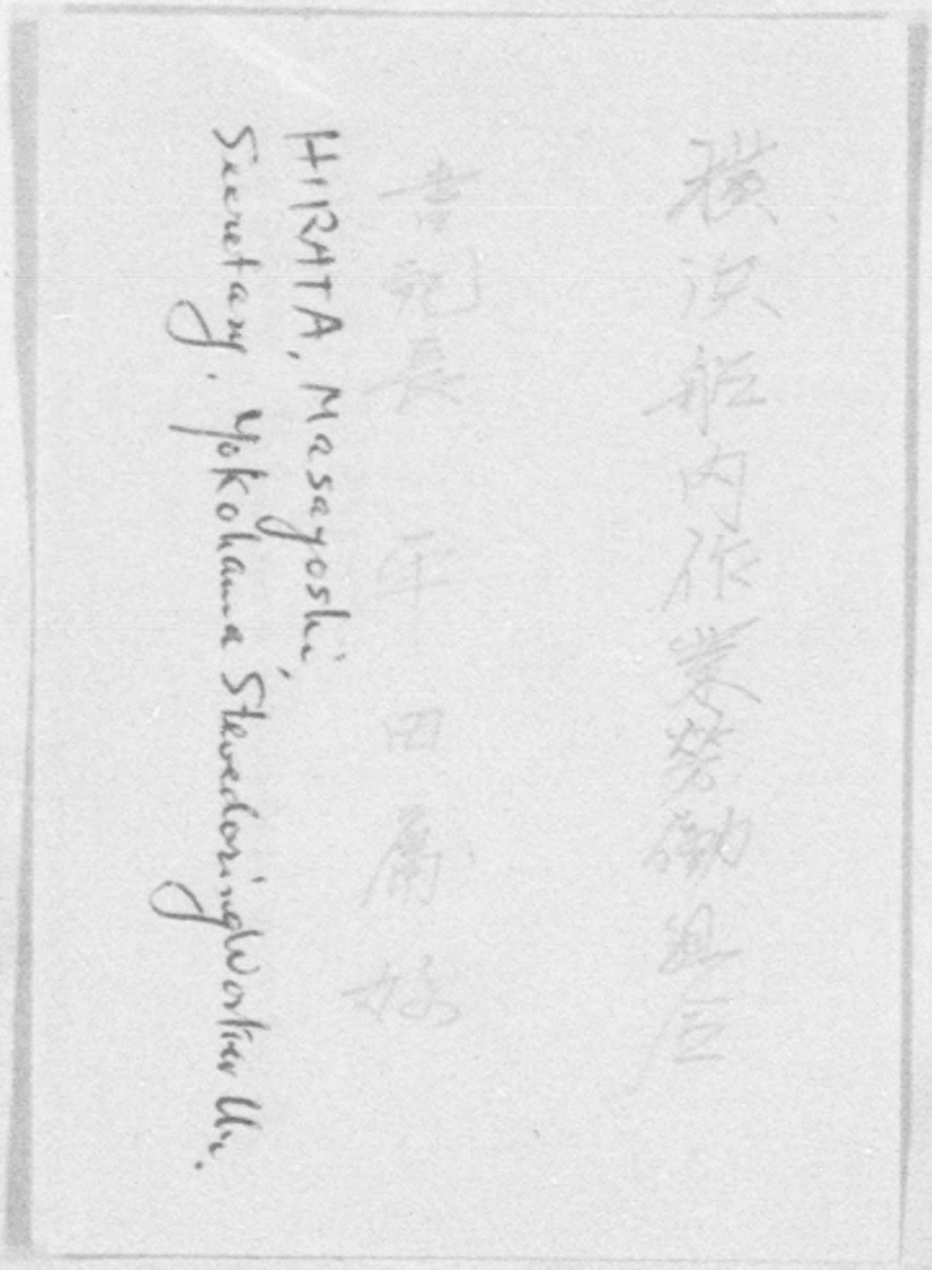

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

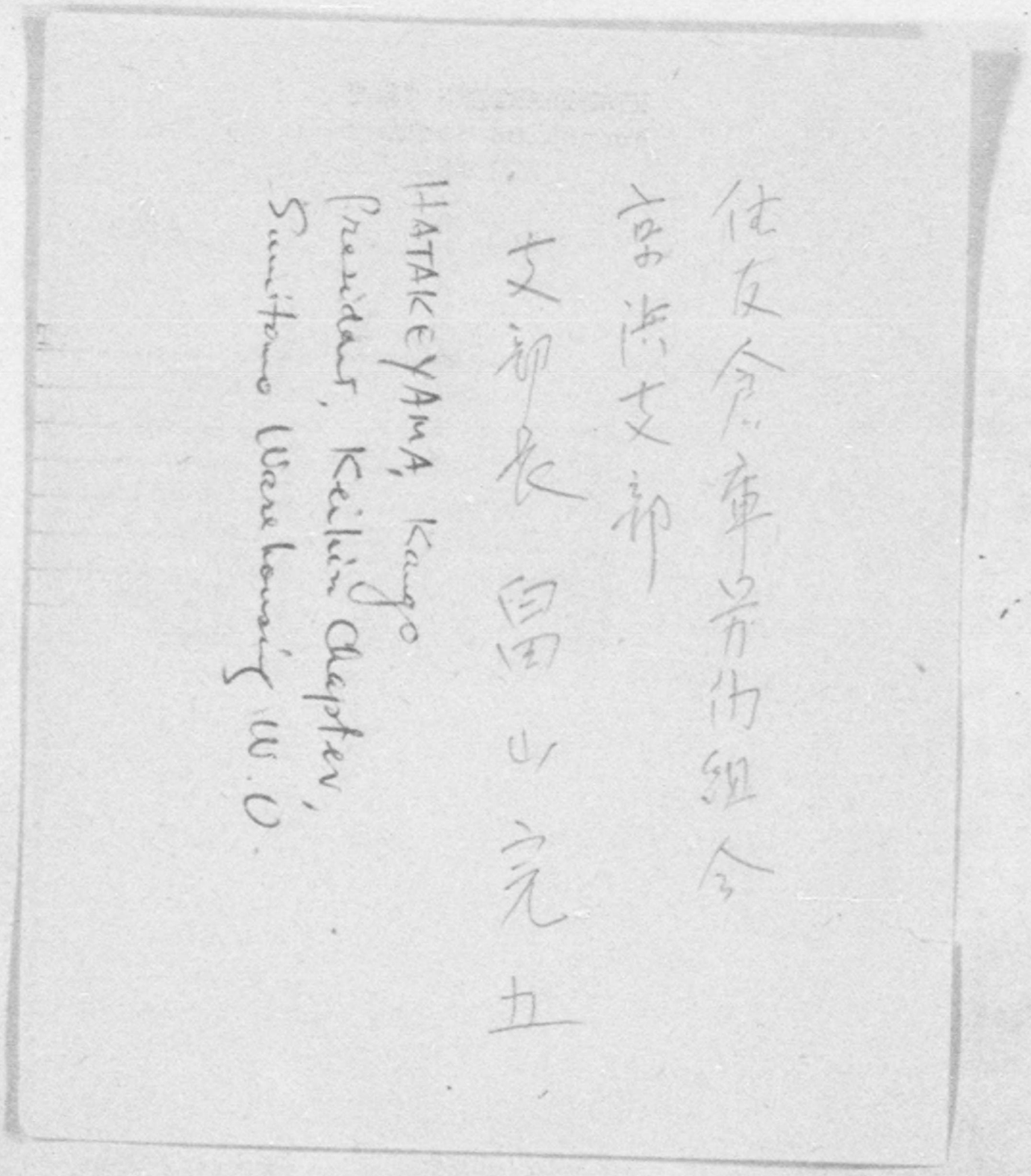
佐友会庶務部
京浜支部
支部長 畠
山元五
HATAKEYAMA, Kango
President, Keihin Chapter,
Sumitomo Warehousing W.U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 77501/3

SUZUKI. Yukio
Vice-president, Keihin chapter,
Sumito Warehousing Worker U.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

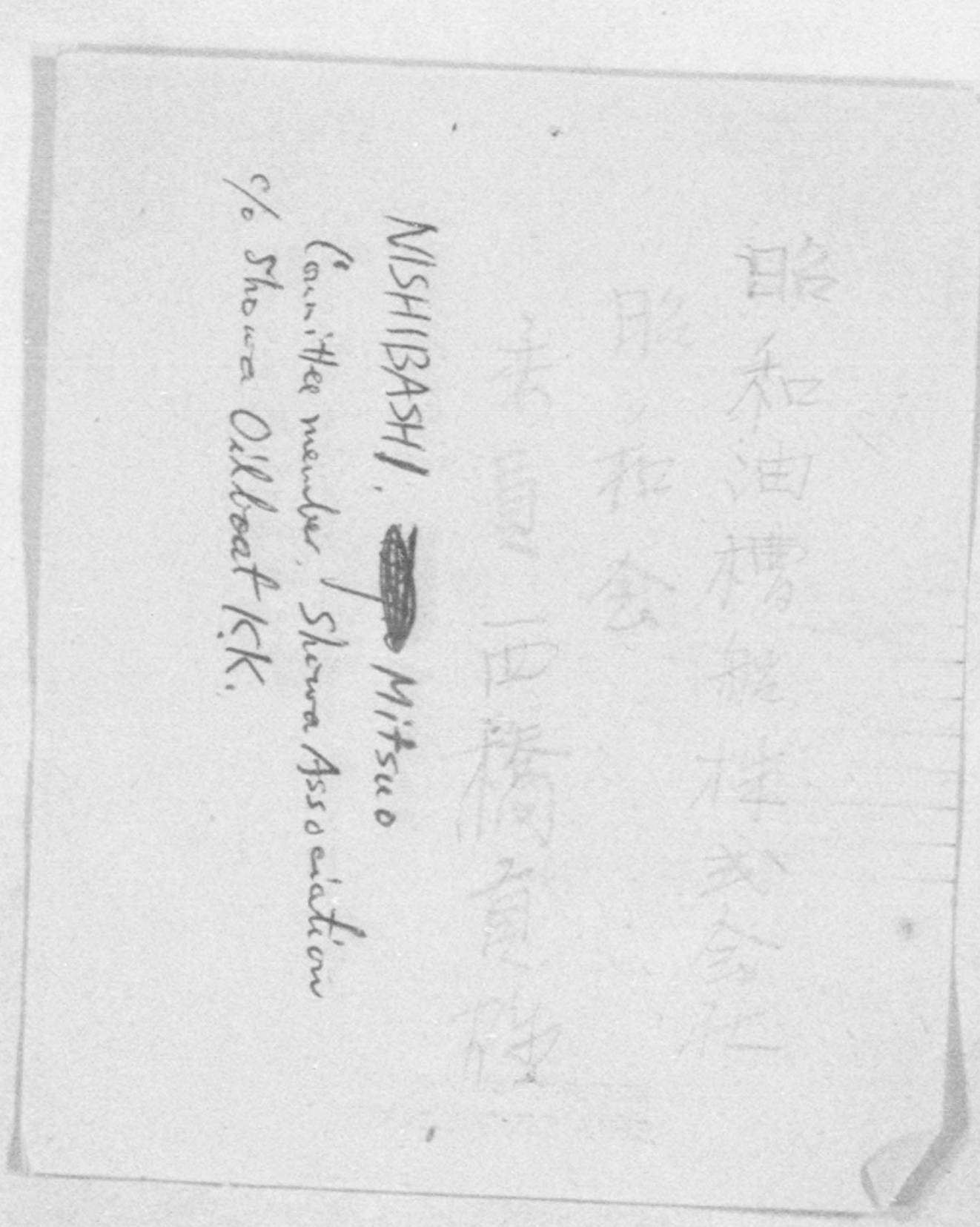

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

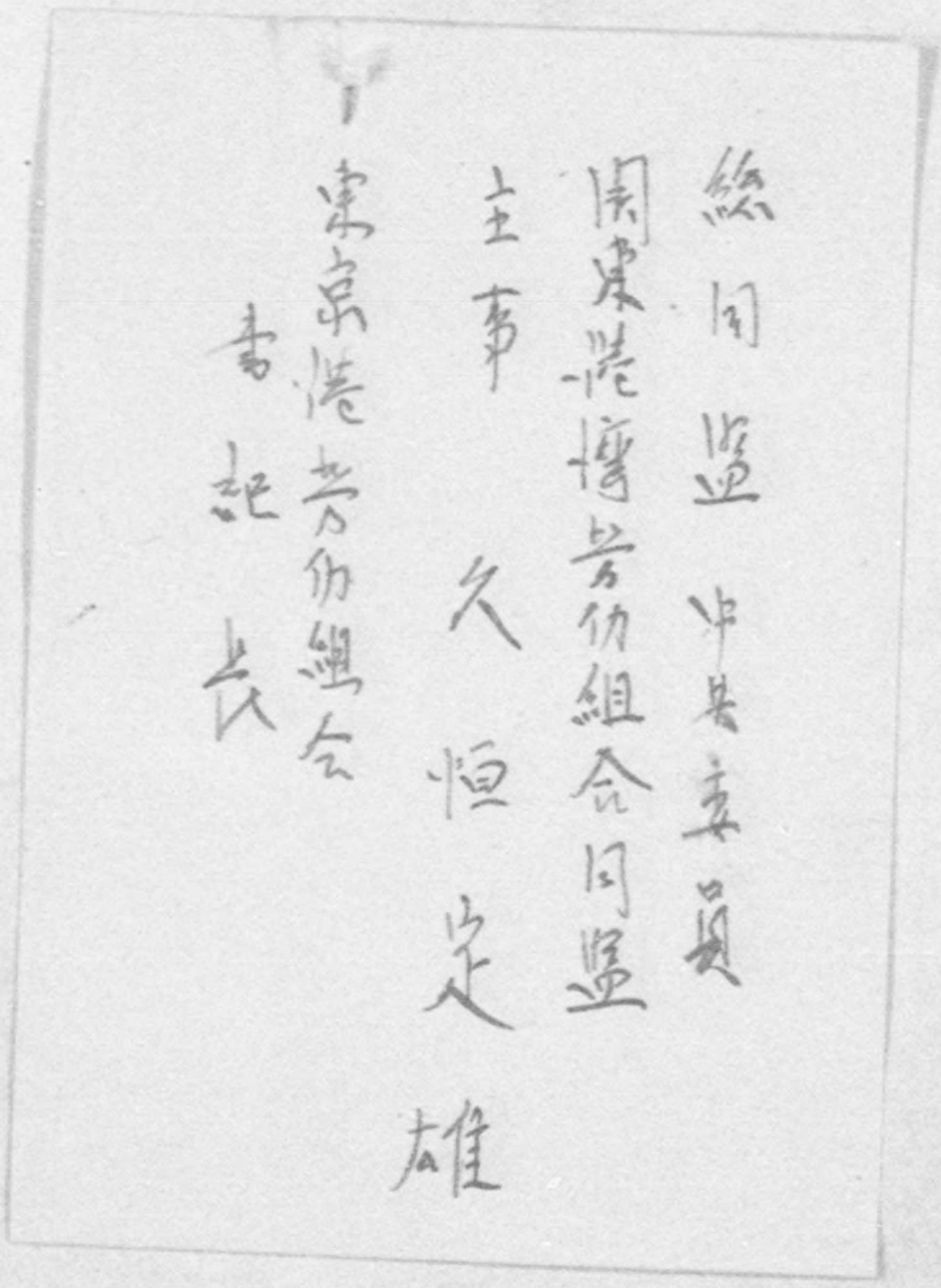

總同監 中央委員
関東港博芳仂組合同監
主事 久恒定雄
東京港芳仂組合
書記 長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

HISATSUNE, Saolao
Secretary, Tokyo Harbor Workers Union
Official, Kanto League of Harbor W. Us, Sohyo

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

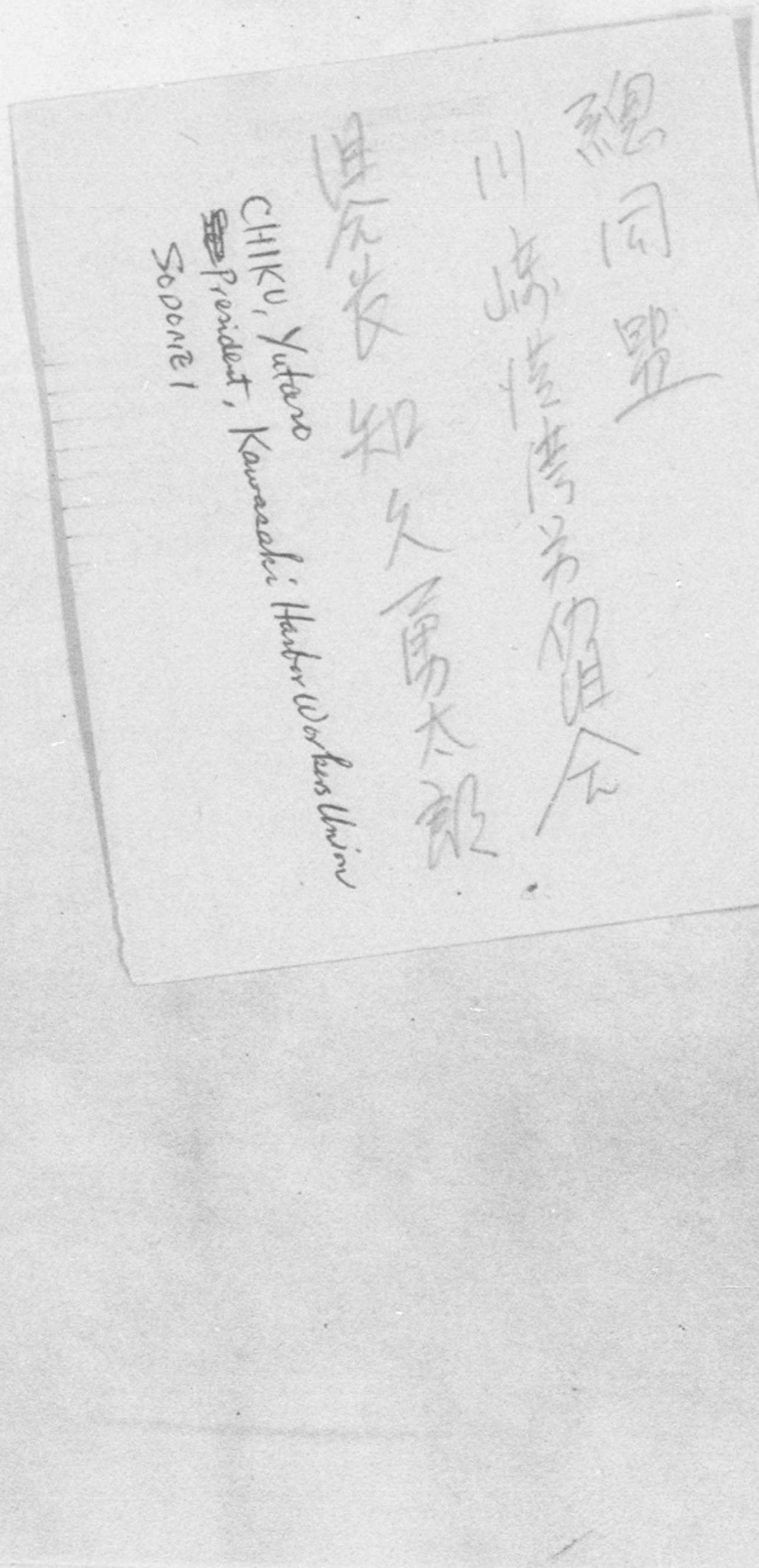

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

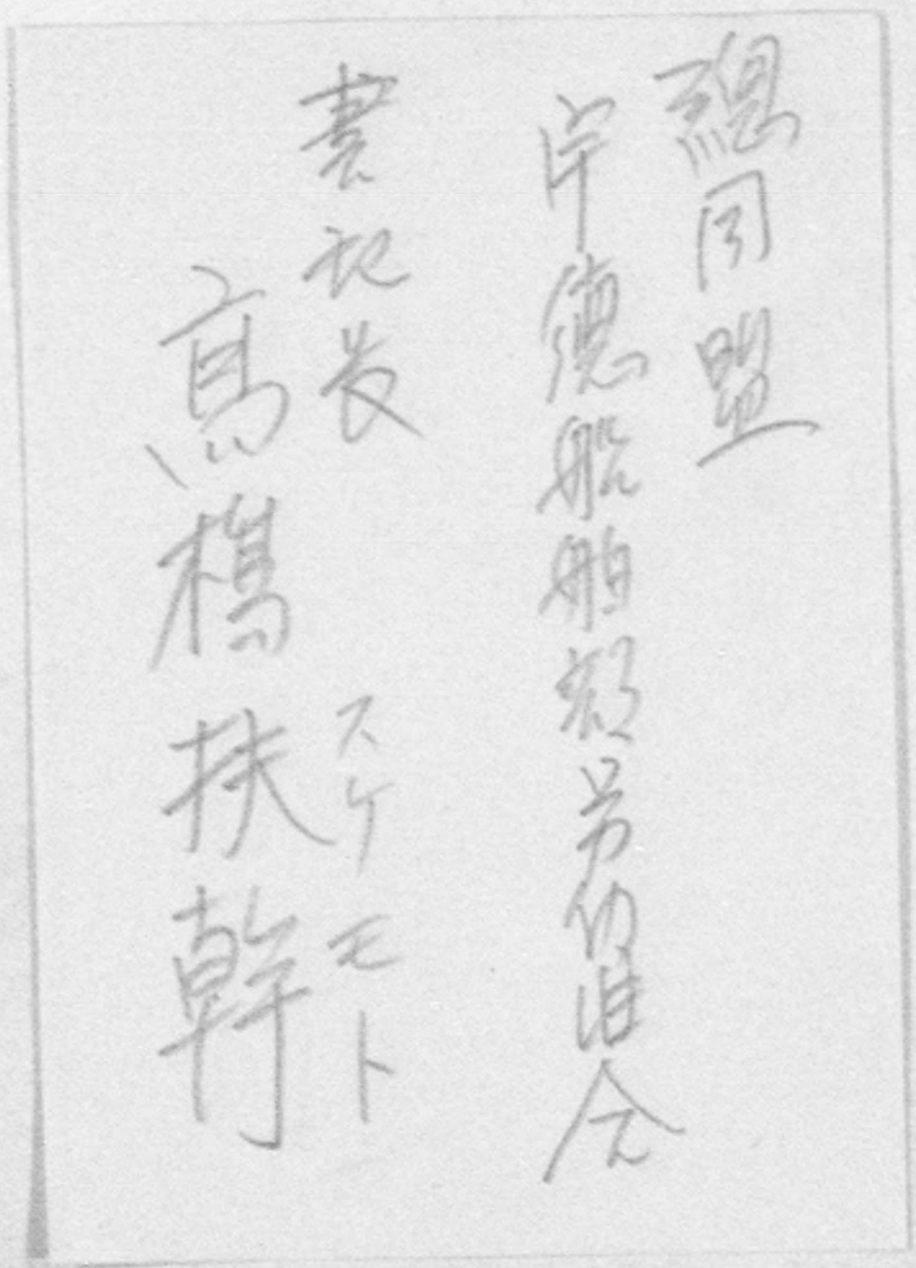

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

TAKAHASHI, Sukemoto
Secretary, U-Toku Shipping Department
Workers Union, SODOMEI

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

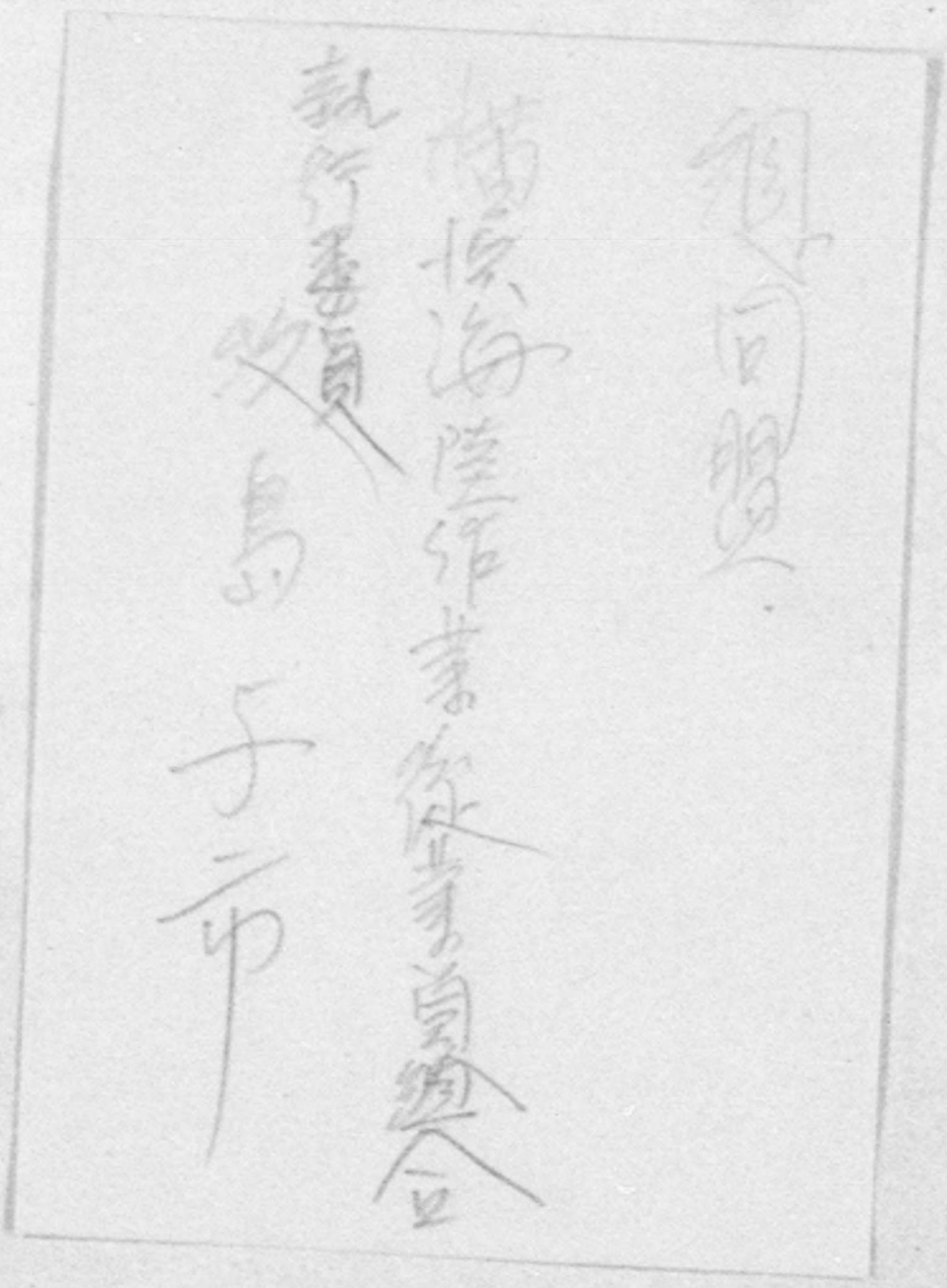

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

MAKINO, Yoichi
Executive ~~Director~~, Committee member
Yokohama Kairiku Sagyo Employees Union
SODOMEI

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

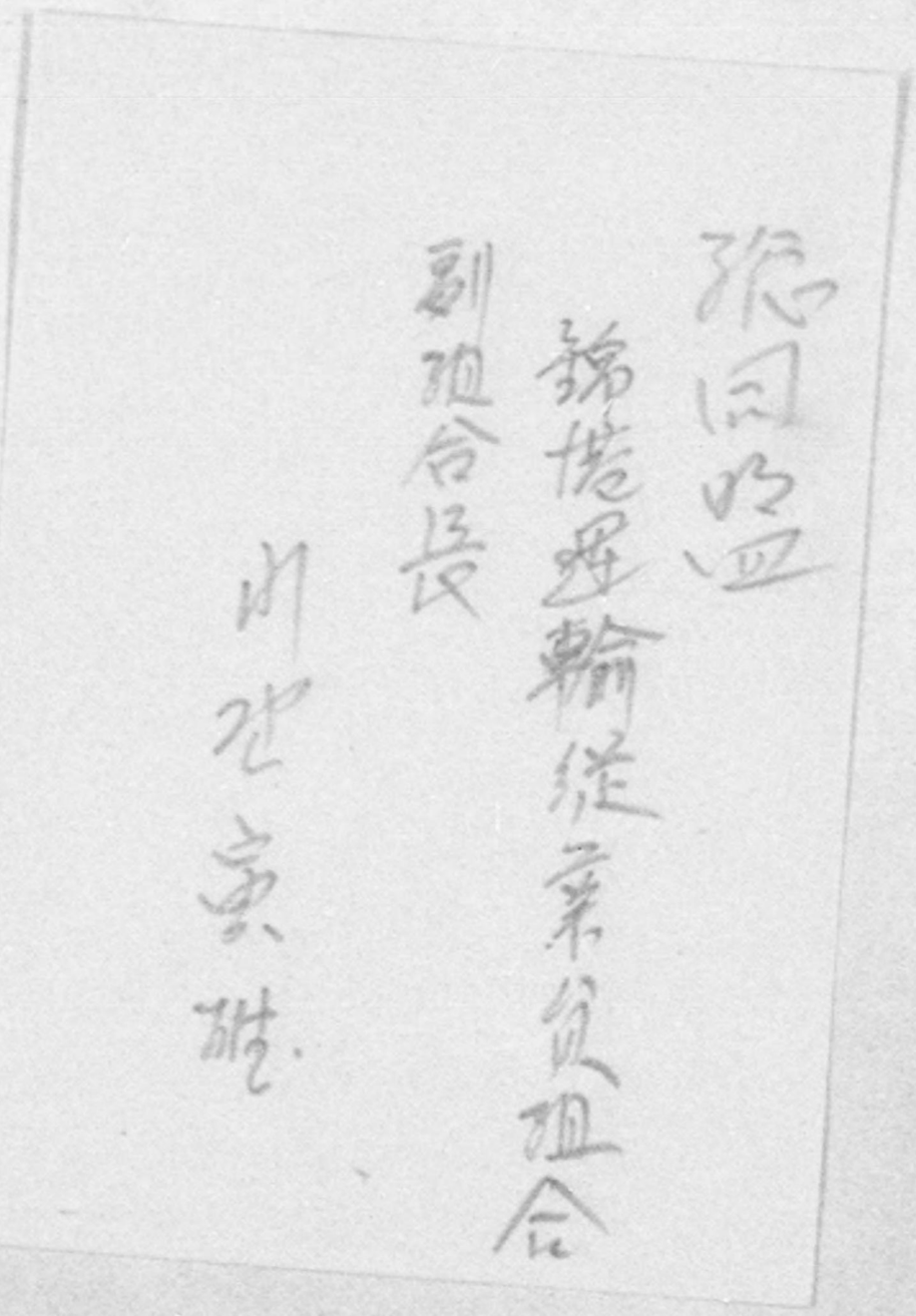
副 張心田
部 錦楷毋遵輸従業員組合
組合長
北京班

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

KAWANO, Torao
Vice-president, Nishiki Harbor Transportation KK
Employees Union, SODOMEI

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

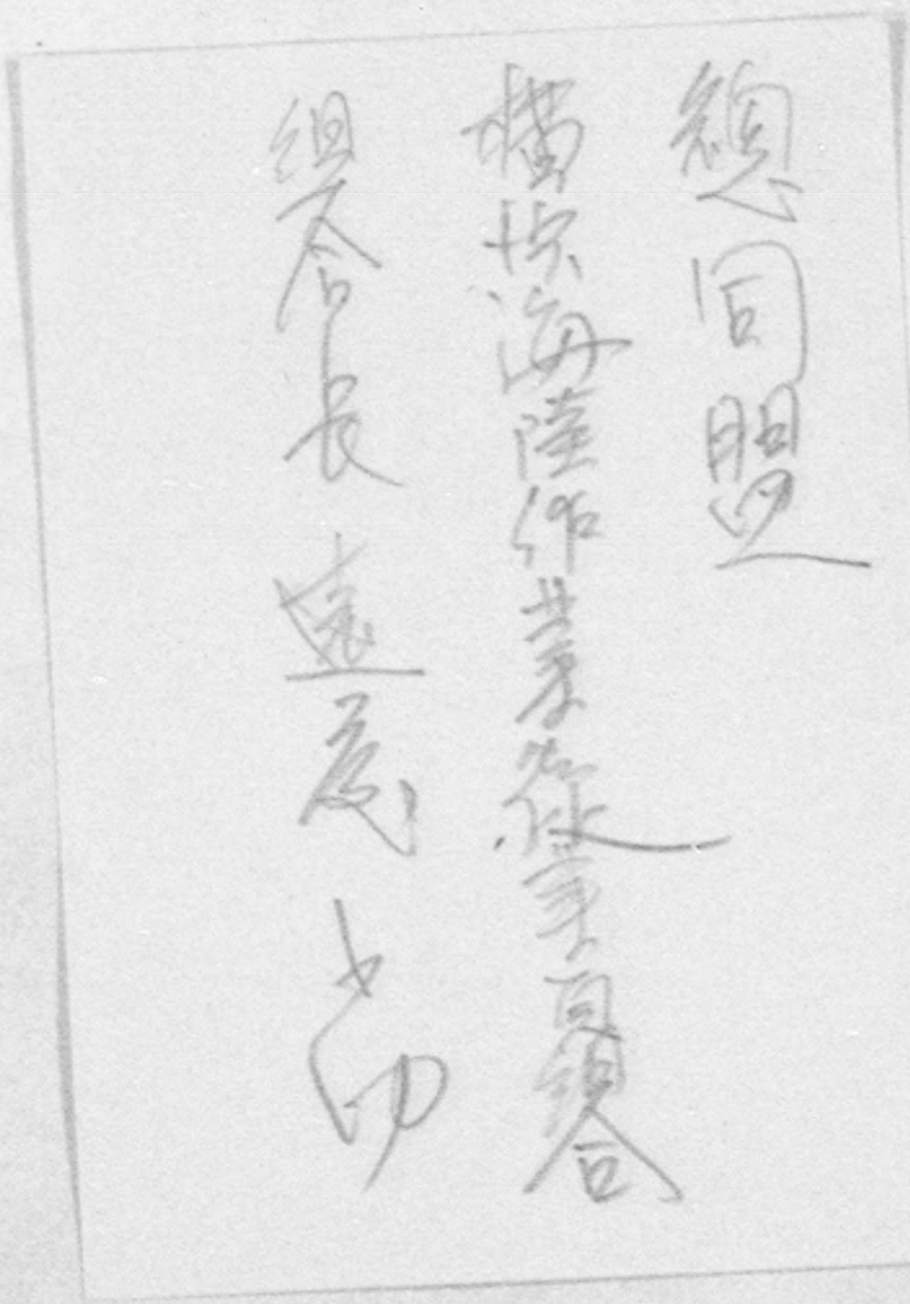

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ENDO, Kosuke
President, Yokohama Kaiunkyo Sagyo
Employees Union, SODOMEI

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

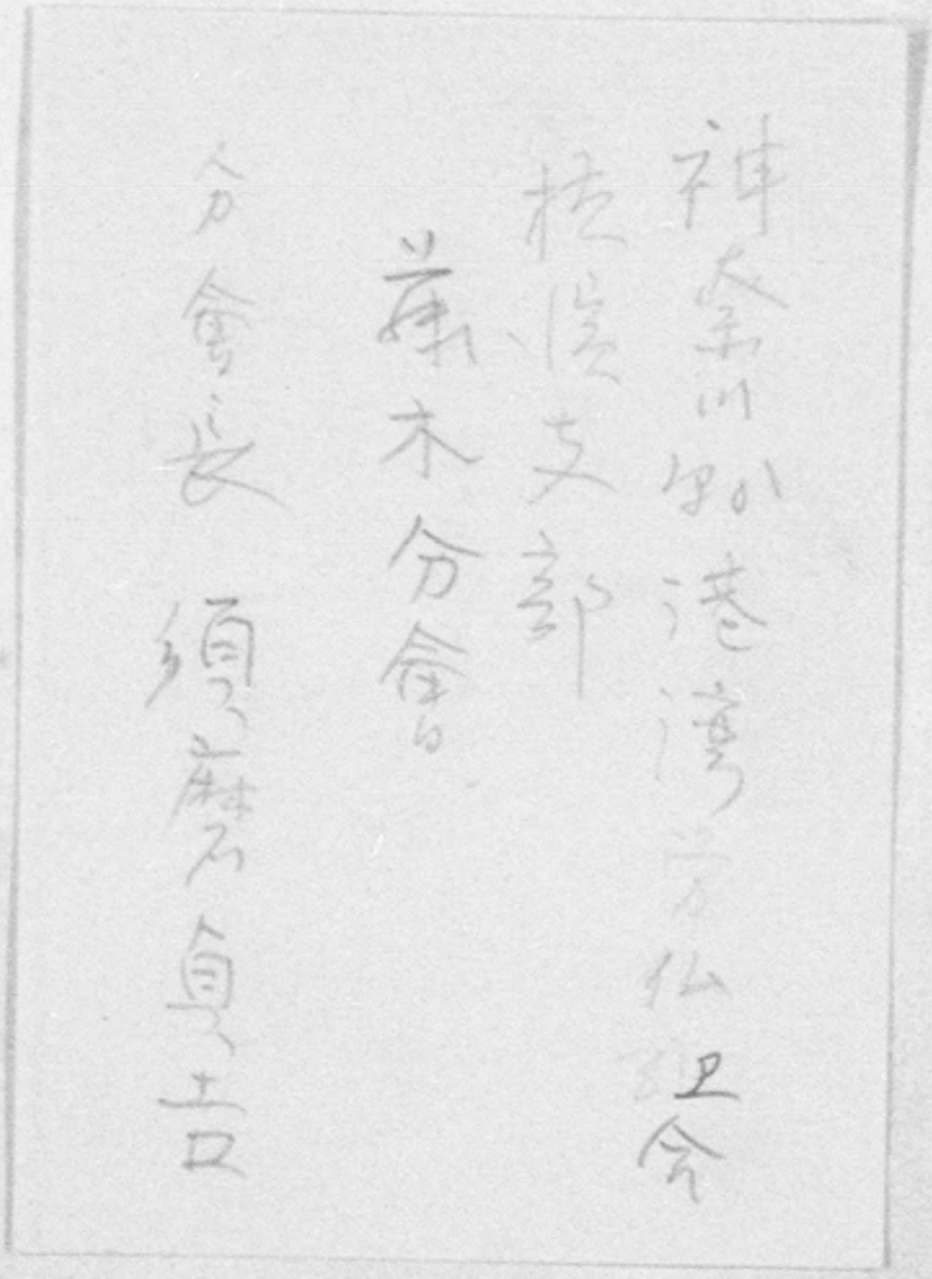

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

SUMA, Teikichi
Chief, Fujiki Branch, Yokohama
Chapter, Kanagawa-Ken
Harbor Workers Union

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

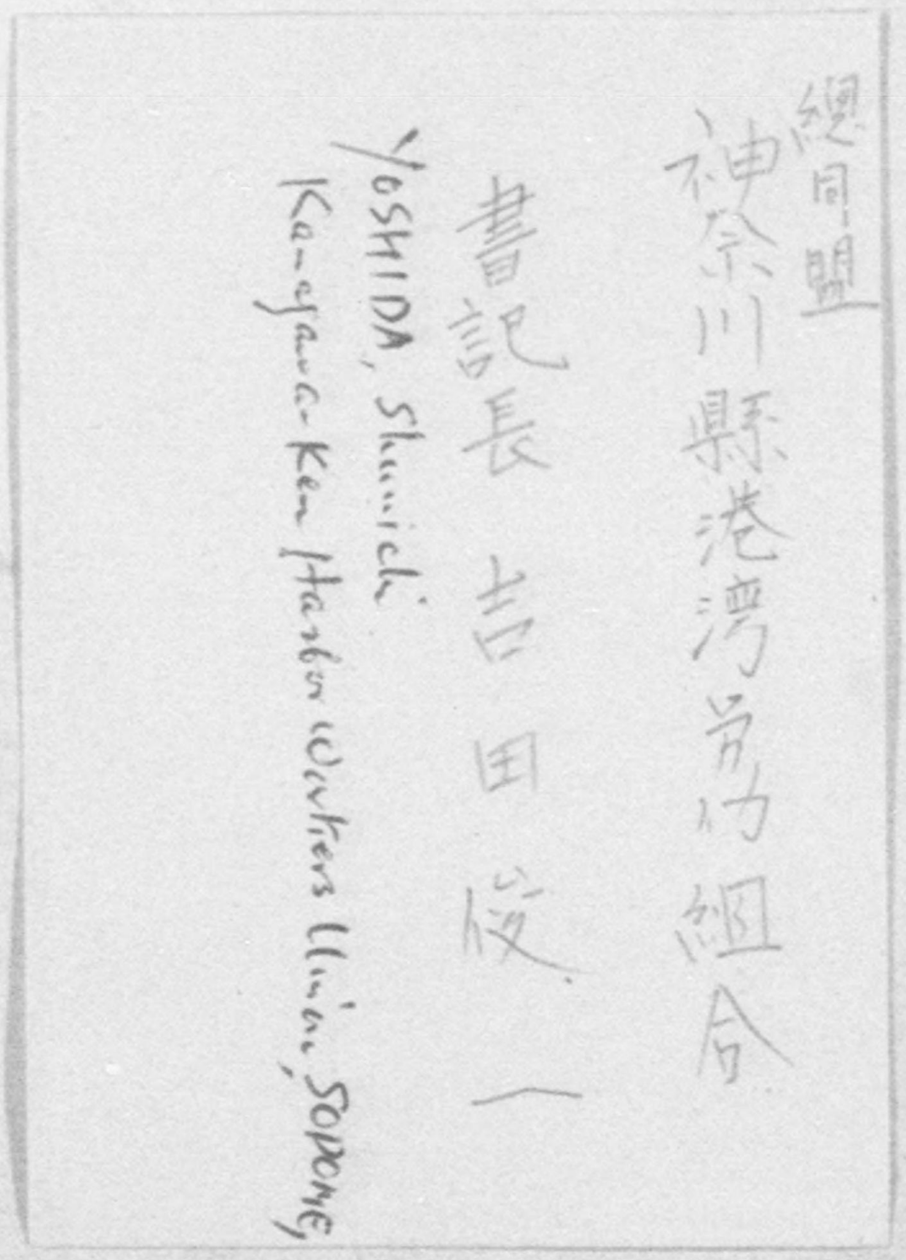

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

港に働く人々の強い大きな組合を作ろう、

我々労働者の基本である団結の力は一人より十人、十人より千人と大同団結することが強大な組織力となることは論を俟たない。

全港湾関東地方本部は第三回宇治山田大會並に第四回日赤大會近くは昨年十一月中央委員會の決定に基き全國港湾に働く労働者の戦線統一を一大運動方針として総ゆる努力を盡して来たのであるが今回圖らずも g、h、Q、労働課並に関東民事部、労働課の主催に依り関東地區港湾労働者例へば全港湾関東地方本部傘下の我々と總同盟に加入している組合即ち船内沿岸中立系組合等の諸君代表と二月六日二月十三日の二回に亘り懇談會を開いたのである。

此の會議の内容は大略次の通りである。

前に述べたごとく労働者は大きく団結すればするほどその力は強くなり労働者の利益は増大し守られること、しかし関東地區の港湾労働者の組合は小さい組合が幾つもあるので従つてその力は弱いものであるから港湾の封建的思想の濃い所では労働者の利益は完全には守られていない。

以上の点は明白でありながらどうして労働者の戦線統一が出来なかつたかそれ理由等が最も根本的な問題としてとり挙げられ、それ理由は種々あろうが現在の社會情勢等からみても労働者は団結して建全な組合の力によつて労働者の正當な権利を護り生活権の確立に向つて一丸となるべき時期に至つている。

そこで港湾労働者が自覚の上に於て統一統合して大きな組合を作ると言うならば、g、h、Q、労働課並に関東民事部労働課は我々に對し最大の援助をおしまないと云う事が明かにされた。

それ上に立つて現存組合の上部団体が産別系だとか總同盟系であるから行動を共にすることが出来ないと言つている場合ではない現實の問題として明日の生活をどうしやうかと云う問題即ち我々労働者の身近な問題をとり挙げて先づ我々労働者の切實な問題を解決するために大きな云い強い組合を作ろうと言う事が各代表の間に於ても討論され上部団体の系統が統一の為に障害となるなら先づ上部の連りを切つて統一すべきであると云う結論を確認した。

以上が g、h、Q に於て開かれた懇談会の第一段階の内容であるが我々は元より働く者の利益の為又港湾産業の発展の為最大の努力を拂う事は不動のものであると同時に本問題は過去の如き港湾の實体から統合、しかして分裂、分裂より統合であつてはならないし最大の努力を各自が拂うと共に以上の自覚に徹し強固な組織を作らなくてはならない、此の為には組合幹部だけではなく真

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

利を護り生活権の確立に向つて一丸となるべき時期に至つている。
そこで港湾労働者が自覚の上に於て統一統合して大きな組合を作ると言うならば、
ゼネ労働課並に関東民事部労働課は我々に對し最大の援助をおしまない、
と云う事が明かにされた。
その上に立つて現存組合の上部団体が産別系だとか總同盟系であるから行動を共
にすることが出来ないと言つている場合ではない現實の問題として明日の生活をどう
しやうかと云う問題即ち我々労働者の身近な問題をとり挙げて先づ我々労働者
の切實な問題を解決するために大きな正しい強い組合を作ろうと言う事が各代
表の間に於ても討論され上部団体の系統が統一の為に障害となるなら先づ上部の
連りを切つて統一すべきであると云う結論を確認した。
以上がゼネに於て開かれた懇談会の第一段階の内容であるが我々は元より働
く者の利益の為又港湾産業の発展の為最大の努力を拂う事は不動のもの
であると同時に本問題は過去の如き港湾の實体から統合しかして分裂分裂
の結合であつてはならない。最大の努力を各自が拂うと共に以上の自覚に徹
し強固な組織を作らなくてはならない。此の為には組合幹部だけではなく真
に働く者同志の一人一人の自覚を以つて作り上げなくてはならない。

港湾に働く諸君

戦線の統一に努力しよう!!

我々は憲法に依つて人たるに値する總べてのものは全國の國民と同様な権利を
有していることを忘れてはならない。
我々の生活権擁護のため港湾を守り抜くためにも戦線統一に向つて邁進しよ
う。

一九五〇年二月十四日

全日本港湾労働組合
関東地方本部
執行委員長 倉本節雄

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

（1） 関東港湾労働組合同盟中央機関紙 第2号

昭和二十五年二月二十五日発行

編集発行人・久恒定雄
発行所・関東港湾労働組合同盟
東京都港区芝三田四国町二番地ノ六
電話・三田(45)五一九七-八・一七〇七・二七九三

JFTU 総同盟

港湾労働

1950

No. 2

起て港湾労働者
時は来たれり
因習の夢よりさめて
レイメイに輝く
組合旗の下に立て
資本製制の世
打ちやぶりて
正義と愛の世界を
もたらせ
あゝ団結の威力もて
進め 進め
未来は吾れらがものぞ

主張

強制的な統一合同に反対する！

労働組合が戦線を統一し強大な組織と強固な団結をしなければ労働者の力が弱いことは誰も知っている。従って戦線統一は常に労働者の切実な希望であり理想である。然るにこうした切実な希望や理想が現実的には非常に困難であることはどうした事であろうか？ 米国の労働組合も大きくFLとCIOに分裂しているしその他に中位組合も存在している現状である。FLとCIOとは反共の線では一致していてどちらも執行部から共産党員を締め出した事は耳新しい事である。我々の知っている範囲ではFLは業種別組織でありCIOは産業別組織である。斯した相違から今尚統一合同が出来ないのである。他の先進国の労働組合としても全国的に統一されている国は少ないのである。ソ連の様に共産党と其の政府が強権によって統制している所は丁度日本の軍閥政府が産報を作ったと同じ様に政府の御用組合として国内的な統一は出来るであろうが自由な国では仲々困難な問題である。日本に於ては戦戦後外部から与えられた労働運動であったが戦戦後の混乱と動揺の中から労働組合の組織は急激に進展して労働運動史上類例を見ない程の発展を見せて既に七百万に近い組織労働者を数える様になった。その間総同盟百二十万と産別会議百四十万という二大陣営の外は中立組合であった。この二つの組織の主な相異点は総同盟は共産党の労働政策に反対して来たのに対し産別は共産党の労働政策を容認し共産党フラクの指導下に労働組合を運営したことである。組織の点については総同盟は産業別組合と都道府県連合会の組織によって構成されているに対し産別は産業別組合の連合体である。こうした相異点をもっている組合が統一合同が困難なことは米国の例を見てもうなづけることである。戦後労働戦線の統一が常に叫ばれながら統一の出来なかった様に斯した分裂している組合を統一合同させようとすることは機械的に強権をもってすれば出来ない事ではないが、もともと労働組合は自主独立した組織であり民主的な組織でなければならないのであって之が戦時中の産業報国会やソ連の労働組合の様に強権によって左右されるようでは自由な民主主義国家の労働組合とは云えないのである。然るに最近の吉田内閣は彼等のもつ資本主義政策を強行して労働者に一方的な犠牲を強要しているがために之に反対する邪魔になる様な強力な労働組合を分裂させようとする意図が見えるのである。然も関係方面の力を利用しようとするに至っては言語同断であり、ポッダム宣言や極東十六原則や新憲法を無視した思い上った行動と云はなければならない。

我々港湾労働者は関東港湾労働組合同盟を結成して以来総同盟の自由にして民主的な然も健実な

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

運動方針に賛同して加盟をしている最近に於ては得望していた全国組織結成の準備会も作って港湾労働者の日常利益を守り抜く組織として強化発展しようと努力している時に之を邪魔しているのである。然も港湾労働者の利益のためにという美名の下に百二十万の組織の背景をもつ総同盟を脱退せよと強要しているのである。

良識ある組合員や港湾労働者は彼等の意図が奈辺にあるかは既によく知っていることであり彼等の甘言に奔弄されることはないと信ずるが思慮は常にさも最もらしい甘い言葉で接近して来る　我々は常にその正体を見究めなければならないと同時に自由な民主々義国日本の労働者として正しい理解と認識の上に起って勇敢に行動しいやしくも自己の意表に反して再び戦時中の産業報国会の愚を繰り返してはならないのである。従って戦線統一は強権によって行わるべきものではなく個々の労働者の自覚と正しい理解に基いて下から盛り上った力によって統一合同することが望ましいのであって外部から然も強権によって機械的に統一合同することは不自然であり労働者の自由を奪うものであるが故に強く反対する。切に組合員諸君の自重を望むものである。

戦線統一への努力

一港一組合の理想達成へ！

東京港労働組合

東京港湾労働組合は結成の当初から一港一組合に統一しなければ真に港湾労働者の利益を守る事は困難であるが戦後共産党の指導する極左的労働運動も徒らに混乱と破壊に導くのみで現実には労働者の利益を守り得ない事を力説して民主的労働組合の戦線の統一を要望して来たのであるが　且って産別会議の今下に結成された全日本港湾労働組合も最近産別会議を脱退して中立組合として極左的偏向から離脱するという情報もあるので此の機会をとらえて兼ねてからの一港一組合の理想達成に近進することになり執行委員会の議を経て全日本港湾東京支部其他の中立組合に対し戦線統一に関する懇談会開催の申入れを行った。

賃金の遅配を解決

・東京港曳船支部・

東京港労働組合曳船支部共進分会では年末の越年生活補給金及一部賃金の遅配があったので曳船支部と東京港労組本部とが協力して会社側と交渉の結果二月十七日交渉が妥結して覚書を手交し二月廿一日に従業員全員に越年生活補給金と一部賃金の支拂いを実施させて解決した。

斗える態勢の確立

横浜沿岸労組

臨時大会

神港労組沿岸支部として又本同盟の中枢体として活発な運動を展開して来た同組合は今後更に斗える態勢を整えるために一月二十二日神奈川県勤労会館に於て臨時大会を開催した。此の大会には代議員約百名が参集し終始自然的な討論の裡に新運動方針、組合名の変更（横浜港湾運輸労働組合）、役員の改選を行った。総同盟本部から松岡会長が繁忙の中をさいて出席し意義深い祝辞を述べられた他関港同盟の久恒主事県連の国広主事が夫々祝辞を述べた。大会後松岡会長を囲んで懇談会を開催し意義ある大会の行事を終了した。

新役員は無記名投票によって次の諸氏が選出された。

組合長・野崎栄次、副組合長・三浦三郎、橋本四郎、主事・外山光男、会計・村山吉次郎、会計監査・菊地恵志、木村忠司

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

J·F·T·U·J·F·T·U·J·F·T·U·J·F·T·U·J·F·T·U

総同盟本部関係のページ

第一回中央委員会開催

一月二十日・二十一日

於・東交会館

総同盟第一回中央委員会は本部役員並に中央委員一一七名出席のもとに開催、本同盟からは野崎会長、久恒主事が出席、終始熱烈な討議に参画した。

就中、本部報告の書記局員六名の解雇問題は、本同盟中執委においても絶対反対を決定していたので注目されたが、中央委員の大半から猛烈な反対が行なわれ、これの答弁に立った島上総務部長、大門主事は明確な理由があげられず本部執行部の一方的な体質が強くさらけだされたかたちであった。

結論としては「書記局の不当解雇は中央委員会の意見に鑑み、中央執行委員会において円満に解決する」とのことになった。

総評会長の世界自由労連代表派遣費用問題については徹底的な真相究明のため、中央委員、五名、中央執行委員、二名、の委員を挙げて調査を行うこととなりこれを承認。

議事に入り、議案中の「給与ベース改訂斗争」においては、高野総主事が権限を本部に持たせよと主張したのに対し、日鉄菊川会長から、総ての権限は産別同盟にあるものだと指摘され、本議案は大半改訂され承認以下数項目の課題を検討可決午後十時終了した。

以上

給与ベース改訂斗争

総同盟「中央共同斗争委員会設置」

本同盟第八回中執委は給与ベース改訂に対する積極的な運動を展開するため、総同盟第一回中央委員会の決定によって、総同盟中央共同斗争委員会が設置された。本同盟から中斗委員として久恒主事を選出した。

社会党の非常事態に関する決議

われわれが支持しその強化発展を期待してやまなかった日本社会党がすぐる第五回大会に於て最悪事態を生むに至った事は甚だ遺憾である。

この斗争を強力に推進するためには何よりも党を一本化し民主労組との広汎な共同斗争を組織することにあるよってわれわれは、友好組合と協力して社会党両派に対し速やかなる一本化を要望すると共に党の影響によって組合内の対立を激成することを防止し、本同盟としてあくまで厳正中立の立場を堅持することを決議す。

昭和二十五年一月二十一日

日本労仂組合総同盟

第一回中央委員会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

横浜港湾運輸労組三千の同志諸君！

總同盟百二十万人は諸君を信頼する!!

●●斗争を輝ける勝利に導け●●

横浜港湾運輸労働組合三千の同志諸君！

わが関東港湾労働組合同盟は、総同盟の同志と共に諸君を信頼している。

同志諸君の今回の斗争は、港湾の封建性を打破って、港湾労働者に生活と希望を与える斗いであり、港湾産業民主化を推進する戦いである。港湾産業の封建性は、日本民主化のガンである。このガンを取り除くために、諸君が周到なる計画の下に、勇敢に、しかも執ように、最後の勝利の日まで斗い抜くことを確信する。

われわれは同志諸君の今回の斗いに対して積極的な応援をすることを誓った。

諸君等の斗争の背後には、関港同盟、総同盟の百二十万の組織労働者が諸君の斗争を見守っている。

国会共斗の同志も諸君と共に斗っている。

横浜港湾運輸労組の同志諸君！

斗争を輝ける勝利に導け！

港湾産業を明朗にせよ！

楽しく働ける職場を築き上げろ！

全員一丸になって結果せよ！

あらゆる妨害を排除して迈進せよ！

最後の勝利を得る迄強固な団結の下、一糸乱れない統制を保ち続けて斗い抜け!!

第四回

評議委員会

全國港湾労組同盟結成準備会発足す!!

総同盟第一回中央委員会に関港同盟から選出されている久恒中央委員は総同盟大会の決定に基く全国港湾労働組合同盟結成準備会の結成の件を提案した結果、万場一致の賛成を得たので今後は準備会の名を以て全国組織を結成する準備を押し進めることになった。

準備会は関係組合に対して準備委員の推薦方を依頼する通牒を発した。

港湾の戦線統一はわれわれの手で

関港同盟の役員

創刊号よりつづく

中央執行委員 三浦三郎（藤木支部）

〃 遠藤昇（千野支部）

〃 金子惠（日新支部）

〃 村山音次郎（推進支部）

〃 木村忠司（関東ドラム支部）

〃 菊池寛志（柳橋支部）

〃 外山光男（横浜港運労組）

★会費完納は組合運動の第一歩だ！

…つ!!

会社重役が秘密裡に会社の解散を画策しつつある情報を耳にした東検支部は、直ちに会社側に対して、労働協約による経営協議会を開催し、其の真相を明示せよと迫ったが、会社側は無

ない」と称して、組合の要求を拒否したが、組合は、荒井斗争委員長以下全斗争委員出席し、関港同盟の久恒主事、東京港労組の中島執行委員長、須山書記が出席して五時間に亘る交渉の結果、一応次の如き覚書きを調印手交した。

退職金、解雇予告手当等を斗い取る

第一回の覚書きの履行困難を理由に一月二十八日午前五時から会社側の申入れによる第二回の団交は覚書不履行による会社側の不誠意を指摘して強硬に交渉を続けたが遂に意見の一致を見ず二十九日の日曜日に継続交渉することを確

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

東京港労仂組合 東検支部斗争に起つ!!

会社重役が秘密裡に会社の解散を画策しつつある情報を耳にした東検支部は、直ちに会社側に対して、労仂協約による経営協議会を開催し、其の真相を明示せよと迫ったが、会社側は無謀にも組合の要求を拒否したので更らに団体交渉の要求をつきつけた。

然るに会社側は団交にも応ずる色がなかったので組合員は憤激して、一月十七日本社で職場大会を開催した。

関港同盟本部から久恒主事、東京港労組から中島委員長、須山書記が出席した。

職場大会は会社側の不当姿勢まる態度に対して断乎として斗争することを宣言し、斗争委員会を改選した。斗争委員長に荒井支部長が満場一致で選出された。

斗争資金はとりあえず組合員から徴収し友誼団体等に呼びかけて応援を求めることを決定する其、斗争態勢を整えた。

会社側は組合のこうした強硬な態度にろうばいして、十八日には団体交渉に応じたが、破産解散を理由に「無から有は生じない」と称して、組合の要求を拒否したが、組合は、荒井斗争委員長以下全斗争委員出席し、関港同盟の久恒主事、東京港労組の中島執行委員長、須山書記が出席して五時間に亘る交渉の結果、一応次の如き覚書きを調印手交した。

覚　書　（第一回）

一、会社解散について、組合側に予め通告をし協議をしたことは勿仂の故であって、会社側として悪意のあったことで遺憾とする。

二、今後は新会社に移行する者及び組合員に対する交渉は必らず組合を通じて行う。

三、退職金は規定に基いて全額支給すべきであるが、未收金の回收及び会社の経理内容等の関係上、会社は新会社に移行する際解雇された者に対しては一月三十一日に一月分給料及び退職金解雇予告手当相当額を全額支給する。

三、会社は新会社に移行した者の一月分給料は一月三十一日に一人二千円宛を内金として支払い残額は二月十日迄に全額を支払う。

四、会社は新会社に移行した者の一月二十日迄の間に於ける有給休暇手当は解散前必ず退職金支給の際同時に支給する。

五、新会社に移行の際解雇された者の内退職を希望する者以外は新会社に採用する様斡旋努力する。

六、会社がこの覚書を誠意をもって履行しない場合は組合は東京都労仂委員会に提訴することを認める。　以下略

一月三十一日第二回覚書に基く、第一回解雇者十名全額とる――組織六十万円

退職金、解雇予告手当等を斗い取る

第一回の覚書きの履行期限を理由に一月二十八日午前五時から会社側の申入れによる第二回の団交は覚書不履行による会社側の不誠意を指摘して強硬に交渉を続けたが遂に意見の一致を見ず二十九日の日曜日に継続交渉することを確約して打切り二十九日午前六時から再会した。

会社側も組合の強硬な交渉によって些か誠意を示して来たので先ず退職者の措置を一義的に考え次の如き第二回覚書きを調印手交した。

覚　書　（第二回）

一、組合は会社の解散総会を二月二十四日に延期することを認める。

二、会社は新会社に移行する際解雇された者に対しては一月三十一日に一月分給料及び退職金解雇予告手当相当額休暇手当を全額支給する。

三、会社は新会社に移行した者の一月分給料は一月三十一日に一人二千円宛を内金として支払い残額は二月十日迄に全額を支払う。

四、会社は新会社に移行した者の一月二十日迄の間に於ける有給休暇手当は解雇予告手当退職金支給の際同時に支給する。

五、新会社に移行の際解雇された者の内退職を希望する者以外は新会社に採用する様斡旋努力する。

六、会社がこの覚書を誠意をもって履行しない場合は組合は東京都労仂委員会に提訴することを認める。　以下略

一月三十一日第二回覚書に基く、第一回解雇者十名全額とる――組織六十万円

★会費完納は組合運動の第一歩だ！

われわれは同志諸君の今回の斗いに対して積極的な応援をすることを誓った。

諸君の斗争の背後には、関港同盟、総同盟の百二十万の組織労仂者が諸君の斗争を見守っている。

系乱れない統制を保ち続けて斗い抜け!!

第四回
評議委員会

全國港湾労仂組織準備会結成へ足発

総同盟第一回中央委
港同盟から送出されて
中央委員は総同盟大会
基く全国港湾労仂組合
準備会の結成の件を提
果　万場一致の賛成を
今後は準備会の名を以
組を結成する準備を進
ことになった。

準備会は関係組合と
備委員の推薦方を依頼
を発した。

港湾の戦線統一へ われわれの

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

運輸大臣と面接

港湾復興委員会設置運動

着々と発展!!

曩に決定した一つの港に一つの港湾復興委員会設置要請の運動は一月二十四日中島副会長、久恒主事、知久、佐藤両部長が運輸大臣及び港湾局長、関東海運局東京支局長に二十六日には野崎会長、久恒主事、高橋、外山両部長が関東海運局長に次の如き要請書及び要綱を手交し速やかに設置するよう要請した。

関係官は本同盟要請の趣旨には賛意を表され設置する為めの具体的な研究をして出来得るだけ早く実現するように努力するということを交交回答した。

要請書

一、港湾復興委員会設置について

我が国は四面海に囲まれている関係から輸送は海運に依存しなければならぬ面が非常に多い。

従って海運に重点が置かれなければならぬことは言う迄もない。

終戦後の日本海運は斯うした必然性があるにも不拘戦争による船舶の消耗と占領下に於ける諸制約とによって不振を続けている。

ましてや海運の附帯事業としての港湾産業に於ては海運全般の不振の影響、施設の不備、封建的業者の跳躍による行政の欠陥等港湾産業の復興再建を大きく妨げているものがある。従って敗戦後の他産業の復興に比して少なからず立ち遅れを見せていることは否めない事実である。

都市は港湾と共に繁栄すると云はれている如く日本の繁栄は港湾の繁栄であるとも云い得るのである。

従って我々港湾労働者は日本の再建復興は港湾の復興再建にかかっていると思料し港湾の復興再建には格別の熱意を有するものである。敗戦後の港湾の復興再建には当局として充分考慮されていることと信ずるも色々と障害もあり、制約もあって業務の挙らないという事もあり得ると思はれるが、我々港湾労働者から見れば誠に遺憾とするものである。

我が関東港湾労働組合同盟は斯した港湾労働者の熱意を具体化する為に行政官庁、業者、民主的労働組合の三者からなる復興委員会（仮称）を設置し夫々の立場から真剣に港湾の復興再建の具体策を樹立する事が尤も必要な措置と考え別紙の如き要綱を添えて其の設置を要請するものである。

希くは本同盟の港湾復興再建に寄せる熱意を諒とされて速やかに之が具現出来る様格別の御努力を要請するものである。

昭和二十五年　月　日

日本労働組合総同盟
関東港湾労働組合同盟
会長　野崎栄次

殿

港湾復興委員会設置要綱

一、目的

港湾に於ける封建性を拂拭して民主化の徹底を図り港湾復興再建に寄与する。

二、構成

1. 関係各官公庁の代表者及学識経験者
2. 業者の代表者
3. 民主的労働組合の代表者

以上各同数の委員を以て組織し一巻一委員会とする。委員は主務官庁の長が委嘱する。委員会は行政機関の諮問に応じ又は建議する機関とする。

三、協議事項

1. 港湾産業の民主化徹底に関する事項
2. 作業能力の向上を図る事項
3. 港湾施設の整備と機械化促進に関する事項
4. 貨物誘致に関する事項
5. 労務の需給調整に関する事項
6. 労働者の福利厚生に関する事項
7. 其の他港湾の復興再建に必要な事項

四、経費

主務官庁の負担とする。

民主的労働組合は関東港湾の旗の下に！

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(7)

GHQ関東民事部主催＝戦線統一に関する懇談会

経過はこうだ！

二月六日午後一時からGHQ関東民事部の主催で京浜間の港湾関係労組の代表者三十数名とGHQ労働課ウオーレン氏等が会合して、関東民事部労働課長カマチヨー氏が主催者としての挨拶の後京浜間に於ける港湾労働組合の戦線統一の問題で懇談した。本同盟からは中島力昌、副会長、久恒主事、知久、遠藤、牧島、高橋各執行委員外傍聴の代表者十八名が出席した。

関東民事部労働課長の挨拶要旨

人類を解放する為には労働組合は大きな力を持っており大きな組織である米国では労働組合は団体交渉の組織であるとも云っている。我々の新憲法は日本に健康なそして強固な労働組合が成長することであり其の為に努力しているが若しそれが出来なければ我々の努力が酬いられないことになる。日本の労働組合は米国と異って上部団体が先に出来たようであるが私の労働運動の経験からすると一番下の組織が健康な強固な組織でなければならぬと共に上部の団体に立派な指導者が必要である。

皆さんの現在の問題は非常に必要な問題でありそれを実行することは皆さんと共に私共の責任である。私の愛国心は人民人類を自由にすることが一番大切なことと思うと共に皆さんもそうしたことをすることが国に対する愛国心である。諸君が単位組合を作る際には団い土台の上に建てるべきでその上に健康な指導が必要であるように下部の組織にも健康な指導が必要である。神奈川東京方面の港湾の労働者が統一出来るように皆さんで充分協議をしてもらいたい。

私は第三者として皆さんの意見を聞きたいとの挨拶の後懇談に入る。

本同盟の中島、久恒、遠藤、牧島、高橋各執行委員が出席した。

統に意見を開陳したが結局統一に関する具体的条件及び具体的な希望意見を文書にして提出することになった。

二月十日（金曜日）に都労委会議室で再び懇談会を開く。

以上

二月九日本同盟はこの為特に第八回緊急執行委員会を開催（詳細議事録参照）大要左の通りの意見書を決定し提出することになった。

1、基本的には戦線統一には賛成である。

2、然し日本労働運動の現状から見て単に産別同盟の様をはずして統一することに対しては反対である

3、むしろ総同盟の線に於て統一することが正しいと信ずる。

4、依って、産別全日本港湾関東地方本部は全日本港湾を脱退して総同盟関東港湾労組同盟に加盟すべきである。

二月十日右意見書を力マチヨー氏に提出した。その際GHQ労働課ウオーレン氏に面会同文を手渡したがウオーレン氏は港湾の戦線統一は自分が主力となってやっている訳本日はゆっくり話をしようと前置して大要左の通りの意見を述べられた。

ウオーレン氏の勧告

1、港湾の戦線統一は産別、総同盟の枠をはずして行うべきである。

2、自由世界労働同盟につながる日本の組織として論評議会を作っているからこれに直接入るべきである。従って統一さえに全国組織は総同盟に入らぬ方がよいと思う。

3、共産党に対しては自分もGHQも反対である。共産党員はGHQの特別指令で解雇しているからよく知っている。

次いで久恒主事は右に対して産別、総同盟の根本的相違、吾が国労働運動の現況、港湾労組の現況等を話して本同盟の基本的な態度と中央執行委員会の意見を発表した。

二月十三日第二回懇談会を都労委会議室で開催したが話がまとまらず午後より中労委会議室に席をうつし続開、本同盟は戦線統一には原則的には異議はないが何故に現在分裂しているかその原因をよく究明して見なければならない。従って分裂の原因を除かねば統一は困難であると全日本港湾は産別を脱退すると断し乍ら未だ脱退していないし、全労連、世界労連を兼ねテープに繋っている。

全日本港湾は産別は機関が決定しているから

★民主的労働組合は関東港湾の旗の下に！

終戦後の日本海運は断うした必然性があるともス挑戦争による船舶の消耗と占領下に於ける積荷約とによって不振を続けている。

しかしては海運全般の不振の勢習、施設の不備、対於ては労働者の脱除による行政の弱腰等港湾産業の建門業者の脱除による行政の弱腰等港湾産業の

の具体策を樹立する事が先も必要な措置と考え開催の趣き要領を添えて其の設置を要請するものである。

希くは本同盟の港湾労働者に寄せる熱意とされて速やかに之が具現出来る様措置の御努力を要請するものである。

記、経　費

主務官庁の負担とする。

4、貨物荷役に関する事項

5、労務の需給調整に関する事項

6、労働者の福利厚生に関する事項

7、其の他港湾の復興運営に必要な事項

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

いつでも脱退するが全労連脱退は機関にかけていないので表明できない。

遠藤氏、組合の大会で全日本港湾と合同することは反対と決議した場合、GHQは大会の意志を尊重して強制するか。

ウオーレン氏強制する考えはないが労働者と個々に話をすれば大丈夫と思う。自分は神戸でも経験があるから各職場を廻って労働者に直接話をする。

その他意見が種々出たが意見の一致を見ず、二月二十一日に更に会合をもつことにして散会した。

二月十九日本同盟は問題の重要性に鑑み第四回評議委員会を開催し次の如き本同盟の態度を決定した。

一、各組合は夫々大会を開催して態度を決定する。

二、評議委員会は各組合が未だ大会を開催していないので態度を決定する事は出来ない。

三、関東港湾労働組合同盟は各組合の大会終了後大会を召集して明確な態度を決定する。

四、戦線統一に関する基本方針には賛成する。

五、中央執行委員会の決定に基く総同盟の線で統一することを確認する。

六、日本労働組合総評議会が結成されれば直ちに脱退に於て整理を行う場合に港湾産業労組も全国統一を行うべきであるその線は組合の自主性に於て行わねばならぬ。

七、総評議会の結成前整理統合を図ることは徒らに混乱に於ける混乱をきたす危険があるのでさけたい。

二月二十一日本同盟野崎会長以下は石沢端を持って第三回懇談会に出席、久恒主事は評議委員会の決議を説明したところが未だ説明しないところがあるとの事で総同盟側の態度の途中でGHQウオーレン氏は以前の通りであるから前かなくてもよい。関東港湾は私の斡旋に対してイエスかノーかを云ってもらいたいと発言、久恒主事は基本的には賛成であるが機械的は統一論に対しては賛成できない旨を回答した。次いでウオーレン氏は全日本港湾及中立組合に対し総同盟に加盟するかとの意向を発した。全日本港湾は総同盟と加盟する事は出来ない全日本港湾の総理を出し中立組合は全日本も加入る態等が整っていないとの理由で加盟出来ない旨を回答した。

そこで更に右の件に関し各ウオーレン氏はGHQの方で話を進め、この会を運営委員会とし、その上に準備委員会を組織の機成は十名前後にしたい。委員の中立組合の二名と連絡氏を協議して定められたい。総同盟は自由ではあるが自分として招待するGHQを除いて関東港湾、組合で協議した結果、本同盟も参加して準備委員会を持つ事を決定し、来る二十四日九時より準備委員会を開催することとして解散した。

尚本同盟より野崎会長、久恒主事、知久、遠藤各中執委を準備委員として選出した。

新組織統一第一回運営委員会は二月二十四日午前九時から GHQ 労働課に於て開催。

GHQ 労働課ウオーレン氏、労働各組合側は、関港同盟野崎、久恒、遠藤各氏が出席した。外に全日本港湾中立二名も出席した。席上ウオーレン氏から労働省労務課長の出席は GHQ と労働省が主催でやるので断いてもらう事が都合がよいとの日迄に出席させた。次に各港に準備委員会を次の日迄で開催する。

横須賀三月二十日、横浜三月二十三日、二十四日川崎三月二十七日　東京三月三十日

会議は GHQ 労働課及び労働省、海運局、労政事務所が主催する。

午前中に組合役員、経営者を集めて出席き、午后港湾労働者を集めて会式をする。その際演や映画をやる。これを繰り返えして組織を固める。運営委員は出席して協力する準備会の組織は次のようにする。

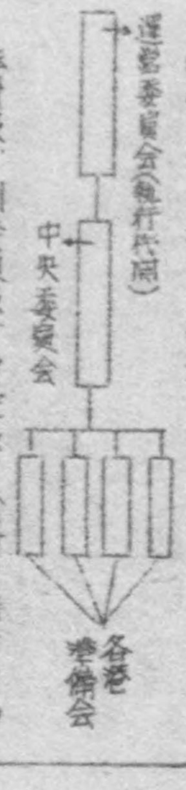

委員長、副委員長、書記長、会計を選べとの話しがあって委員協式の結果、委員長遠藤小助(関港同盟)、副委員長、倉本南雄(全日本)書記長野崎栄次(関港同盟)、知久勇太郎(関港同盟)の各氏を推薦決定した。

費用は一応労働省がもつがビラ等の必要の際は労働事務所と組合側が協議して来た断して戦線統一に対する形式が整って即ち GHQ 及び労働省が主催で労働組合の戦線統一の運動が具体化されつつある。

編集後記

予定の発行日五月十五日は非常な大事業でしたが次々と重大な事件が起りましたのを最後まで締切を延ばしてせっかくの記事をのばしたのでした。切に御諒承下さいます。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

臨時大會

日本労仂組合総同盟
神港労組沿岸支部

昭和廿五年一月二十二日 自午前九時
会場 於神奈川縣勤労会館教室

経過報告書
議案説明書
運仂方針書

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一般経過報告

一九五〇年の新たな年を迎へると同時に吾々は内外の諸情勢を検討し更に吾々組合の新たなる運働方針を樹立する為茲に臨時大会を開催することは最も意義深く　尚一段と飛躍せんとする吾々組合の動きを示す事になるものと確信するものである

昨年七月の定期大会より現在に到る間の経過を左記の如く報告致します

一　労務供給事業許可返還の件

吾々は私業安定法第四十五條に依り吾々労働組合に依つて労務供給事業の許可を受ける可く一昨年より其の運働を展開し地域的に見て神奈川縣の組合一本となり許可を取るのが至当であるとの見解より其の運働を横浜川崎港湾運輸労働組合として母体を造り　運輸省　労働省に交渉の結果一昨年十一月此の許可が全國に先がけて吾々に下りた事は已に何回か御告の事でありますが其の後の運営の面に於て甚だ他より非難されるが如き事態が発生し遂に船内関係に於ては労務の供給を全面的に安定所に移管することゝなつてしまつた

吾々沿岸支部としては必来得る丈け安定所と連絡を持ち円満なる活動を続け来たつたが船内に於ける失敗は許可の原則からして沿岸だけで此れを続ける事が必来得ぬ情況に立到り遂に昨年十二月此の許可権を返還せねばならぬ事となり正式に十二月縣に返還せり　吾々としては組合員各位の熱望を無にしたる事に対し誠に組合構成の上からして其の機械が無理であつた事を認めねばならない

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一 組織活動に関する件

吾々は過去四ヶ年の運動を省みて常に末端の労働者と直結しなければ組合員は加入して居ても自分の組合が果たしてあるのか分からぬ様な状態であつたが労働者自身の自覚と更に社会の状況より次第に自分の権利に対して認識して来たことは誠に喜ぶ可きことである

1. 柳橋分会の結成

二十四年八月俗に浜の風太郎と云うが如く呼称されて居た日傭労働者を組織し一般社会人として組織人員七〇〇名を以つて結成し其の后着々として内部の充実と向上の為活動したる結果現在に於ては已に毎日貯金迄も行なう如く向上し尚横浜市の水上ホテルと共に現在兼に於ても三〇〇屯の船を改装し吾々組合員の居住を安定せしめるべくなしつゝあり吾々も又これが実現に積極的な運動を行ないつゝあり

2. 日新分会の結成

昨年十二月日新分会は藤木分会に附属して居たが常に組合の運動が徹底して居なかつた為に其の運動に対して不満を持つて居た處給与問題に端を発し遂に日新商事に対して四項目の要求書を提出すると同時に藤木分会を脱し日新分会として獨立し正式に当支部に加入し来たつたるに依り支部に於ては最も此の問題を重視し藤木分会との関係を考慮したら日新商事と藤木企業との関係なきことを認めたるに依り直接日新商事に対して交渉を開始した結果今迄になき成果を収め調印を終了した

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

此の間に於て日新分会の幹部諸君の活動は港湾労働組合に於ける最も輝しき成果となつて現はれて来たことを誇りとする可きである

3. 丸全所和分会の紛争

丸全所和分会内の荷造部に於ては昨年十二月賃金の問題により其の争いがストに迄も入る如き状勢となり会社に於ては此れが為四名の不当なる解雇を発表し来たつたが後日三名を復職せしめ一名を首謀者として復職を認めず　由つて支部に於いては其の原因を究明し直接会社側と交渉を行ない意識なき労働者を無理に圧迫したる為に起きた結果にして、むしろ其の罪は会社側に有りと厳重なる交渉を行なつた結果遂に会社側に於ても残りの一名も復職せしめることゝなつた

4. 其の他

其の他各分会に於ても一人〳〵が自己の立場を認識し組合に対する認識が深まりつゝある事は封建的な殻を打破して生れ出んとする如き現在の状態である此の機会を更に指導し港湾の民主化と港湾労働者の向上を計らねばならない

一、年末斗争の件

1. 神港労組の経過

十一月八日越年資金に関し神港労組第四面執行委員会の席上沿岸側執行委員は極力越年資金を要求すべき旨主張しこれに反対する船内側との間に烈しい議論が交はされたが企業不振を原因として越年斗争は行は

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ぬことに一応の決定を見た　然し沿岸側はこれをうとせず次いで行はれた沿岸労組執行委員会では実施する(四)
ことゝなり　同盟本部でも企業不振もさることなら労働者の経済情況はそれよりも逼迫して居ることを指摘
し直接労働者の叫びを意とし全面的に実施すべきであると直接間接に神港労組の否決した事を相當に批判さ
れるに至つた　そこで十二月末神港労組が五回執行委員会を開催し協議せる結果前決定事項を覆へし遅れば
せながら年末斗争を実施することゝなつたのであつ一水曜会を中心とする各会社に越年資金要求書を提出するに
及んだ　会社側は之に対し準備がこだりなく、その時すぐにその額は決定して居たのである
この労働組合の要求に対する返答は要求される前に決定し、しかも一部発表した額と同一額を何等誠意ある協
議も経ずしてなされたものであつた
茲に於て沿岸支部としてはこの返答は何等誠意を認められず　ケル　べきであるとして緊急執行委員会を召
集するに及んだが　とき不運にして我れに利非ず　執行委員会は定員に満たざるにより成立せず　沿岸労組
主張せんとせる意図は正式に取上げられず　少数派の意見によつて主を諾としその主ゝ返答を呑む形となつ
た　然し事さいわいにして沿岸としては別に単獨の立場で行動をなして居た関係上船内のみの問題となり海
陸作を初め各船内はその線（最低二〇〇円）で進められたものである
乙、沿岸労組の経過
沿岸労組が六回執行委員会は十二月六日開催され此に神奈川県港湾労働組合が四回執行委員会が越年斗争を
否決したことについて更に批判をすると共に沿岸として如何なる態度でのぞむべきか　について協議した結

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

民治単労組織的の立場に於て実施する事に決定した
方法として①各分会はその所属会社の実情に応じた案を以て分会毎に立を行うこと
②本部は側面的に援助する
尚ほ各分会は要求書作成せば本部の応援をすると否とに依らず報告又は連絡をすること
斯く労働者の声を反映せしめ過年斗争を繰り広げられるや　関東ドラム分会の八〇〇〇円を初め各分会は自
的或ひは本部の応援によつて要求書を提出し烈しい斗争を開始した　これに対する纏ての防害には組合員の
固き団結の力によつてこれを排除した　然して関東ドラム六五〇〇円　日塩分会三〇〇〇〇〇〇〇円　日
新分会一五〇〇円　等々早くも目指まし獲得額が確認されるに至つた　然し根深く防害をしたものは何か
それは第一水曜会の返答であつた
例へば藤木分会に於ては賃も押進つた頃一水会の線即ち最低二〇〇円の額を示すに至つたが野崎主事は立に
対し合法的にして問題を入れぬ交渉により最低六〇〇円最高三〇〇〇円の線まで引上げ支給する事に成功し
たのである
然し乍ら本部は側面的に応援することゝなつて居たが分会よりの連絡がなく思うが如き成果を上げ得なかつ
た分会のあつたことを甚だ遺憾とするところである　それは応援或ひは連絡した分会は最も効果的な成
果を収めたからであり時間遅れにとつて連絡の　いが　に重要であるなどこれによつて立證されるからであ
る